

成年後見制度利用促進 の現状とこれから

～ “権利擁護のセーフティネット”のために
誰もが安心して活用できるために ～



厚生労働省大臣官房参事官(成年後見制度利用促進等担当)

梶野 友樹

今日お話しするポイント

- 1 (権利擁護体制を整備する)必要性
- 2 成年後見制度・運用について見直しの内容
- 3 「地域連携ネットワーク」と「中核機関」
 - 3-1 設置方法
 - 3-2 市町村計画
 - 3-3 (この仕事を進めるための)予算
 - 3-4 他地域の「中核機関」整備例
- 4 他地域の様々な取組例

1 必要性

～自分の地域に欠かせない理由～

上司や内外の関係部署への説明は、「必要性」から始まる

この課題を放っておくと、その地域における問題は 今後さらに大きくなってしまふ

急速に進む高齢化や核家族化の中で、
成年後見制度の利用が必要かもしれないケースが増加

- 消費者被害や詐欺のターゲットとなっている高齢者・障害者
- 経済的虐待（年金をすべて使われてしまうなど）や放棄・放任ケース
- セルフ・ネグレクト（自己放任）のケース
住宅・医療・福祉・金融等の生活関連サービスを適切に利用できない
極端に不衛生な生活環境の状態（いわゆるゴミ屋敷状態）など

**権利擁護支援が必要な人は、自分に必要な制度に
自分の力だけでつながること（申請し契約すること）が難しい**

制度のメリットを、身近な具体例から説明する

- 軽度の認知症のある1人暮らしの高齢者が、必要のない高額な健康器具や布団などを頼まれると買ってしまうといった場合
⇒「補助人」をつけ、補助人に高額な消費契約について「同意権」「取消権」を付与することで、不必要な契約や支払を防ぐことが可能。
- 認知症状の進行が著しいため施設入所が必要な高齢者ですが、本人が契約の事務を行えないため入所手続が困難な場合
⇒「成年後見人」をつけて、成年後見人が代理契約することで施設入所が可能。
- 「施設入所者の年金を親や子ども、兄弟が取り込んでしまい、施設の負担金が支払えない」、「知的障がいのある方が知り合いに頼まれて借金をしてしまい返済ができず困っている」といった場合
⇒「成年後見制度」を用いれば、財産の侵害から本人を守ることが可能。



余命半年という宣告を受けました。
障がいのある息子を一人グループホームに残
していくことがとても心配です。

頼れる身寄りがないんですが、最近、
何かにつけ「ご家族は？」と言われてしまって。
私にもしものことがある時はどうなるんでしょう？



認知症(軽度を含む)になる可能性を 自分事として感じていただく

2012(平成24)年

認知症の人 約462万人
(65歳以上高齢者の約7人に1人)

軽度認知障害 約400万人(推計)

と合わせると、

65歳以上高齢者の**約4人に1人**

2025(平成37)年(推計)

認知症の人 約700万人前後
(65歳以上高齢者の約5人に1人)

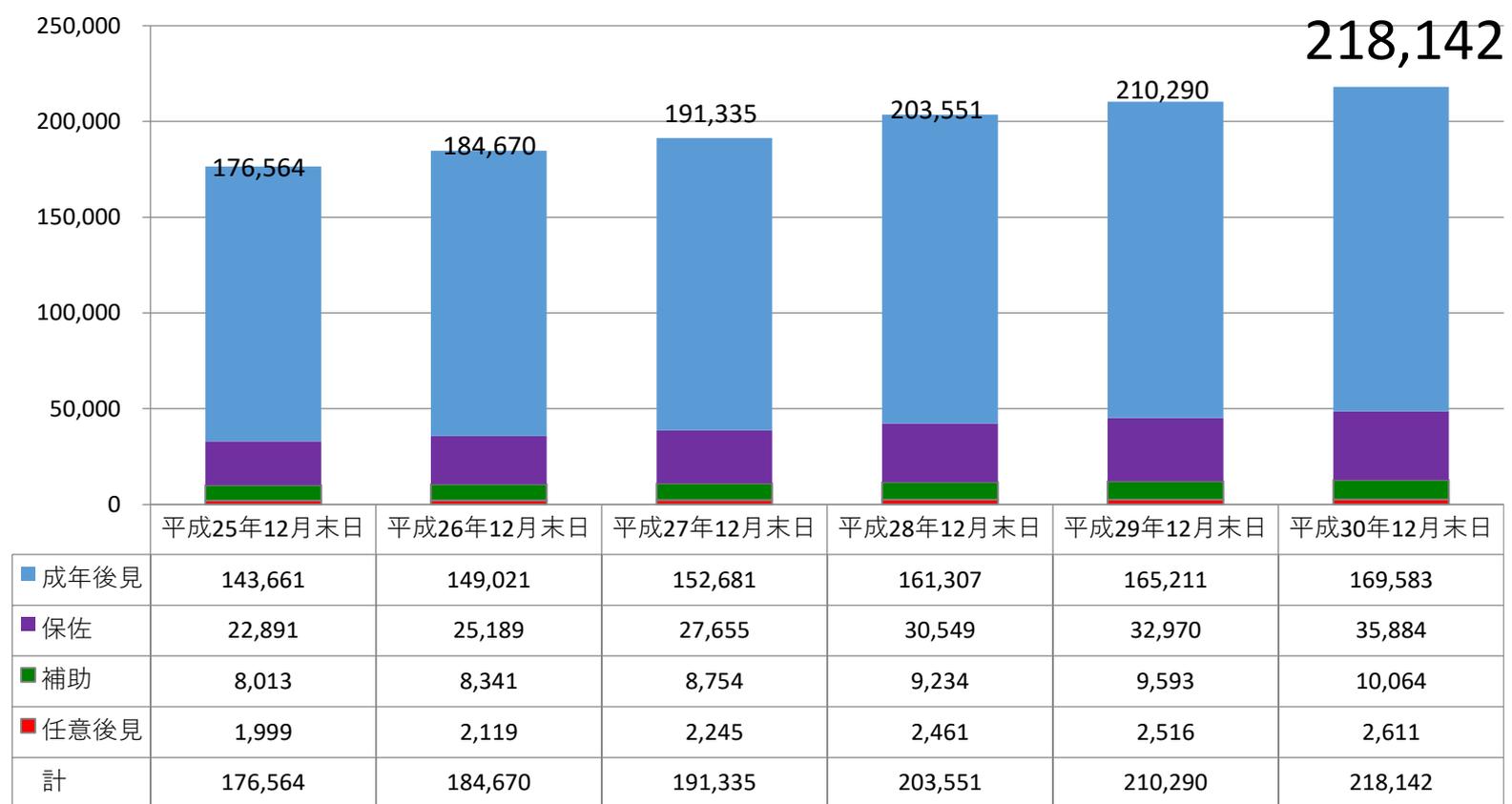


約1300万人

認知症者数	約462万人(平成24年)
軽度認知障害	約400万人(推計)
知的障害者数(在宅)	約96万人(平成28年)
精神障害者数(外来)	約361万人(平成26年)

一方、成年後見制度等を利用されている方は22万人 で、必要な人に制度が利用されていない可能性

(単位：
人)



「必要性」がさらに必要な場合、ニーズ調査が有効

- 本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害に遭ったことがある。 ○人
- 本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。 ○人
- 本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの利用契約を理解できず、利用が進まない又は本人が利用を拒否している。 ○人
- 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、家族等から経済的虐待を受けている又はその疑いがある。 ○人
- 本人の判断能力が不十分であるため、家族等から上記以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又はその疑いがある。 ○人
- 本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額(おおよそ1000万円以上)である。 ○人
- 税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。 ○人
- 本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。 ○人

成年後見利用促進分野だけの
法律と計画ができたことの重み
＝今、いかにこの分野が重要か

平成28年5月

成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行

平成29年3月

成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

① ノーマライゼーション

(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)

② 自己決定権の尊重

(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)

③ 財産管理のみならず、身上保護も重視

この分野が進みにくかった理由は、

「ニーズがないから」ではなく、

司法と福祉の連携など各関係者の連携が難しかったことや、

介護保険法・障害者総合支援法の直接的な分野ではない(民法)こと、

また、事務的には一定の事務量が必要(ニーズ量の想定)であること

なども大きいと考えられます。

2 制度の運用改善が進行中

～現行制度の課題、見直し状況～

成年後見制度利用促進専門家会議 委員

成年後見制度利用促進法第13条2項に基づき、専門家会議を発足。

○	委員	新井 誠	中央大学法学部教授、日本成年後見法学会理事長
	委員	池田 恵利子	社会福祉士、あい権利擁護支援ネット代表理事、 日本成年後見法学会副理事長
	委員	伊東 香織	岡山県倉敷市長
	委員	海野 芳隆	静岡県社会福祉協議会生活支援部参事兼地域福祉課長
◎	委員	大森 彌	東京大学名誉教授、 特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク代表理事
	委員	上山 泰	新潟大学法学部教授
	委員	川口 純一	司法書士、成年後見センター・リーガルサポート副理事長
	委員	河村 文夫	東京都奥多摩町長
	委員	久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会会長
	委員	櫻田 なつみ	日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
	委員	新保 文彦	JDDnet（日本発達障害ネットワーク）政策委員
	委員	住田 敦子	NPO法人尾張東部成年後見センター長
	委員	瀬戸 裕司	医師、日本精神神経学会、ゆう心と体のクリニック院長
	委員	土肥 尚子	弁護士、東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員
	委員	野澤 和弘	毎日新聞論説委員、社会保障審議会臨時委員
	委員	花俣 ふみ代	認知症の人と家族の会副代表理事
	委員	原田 正樹	日本福祉大学学長補佐
	委員	水島 俊彦	弁護士、法テラス埼玉法律事務所
	委員	手嶋 あさみ	最高裁判所事務総局家庭局長
	委員	山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科教授
◎	委員長		
○	委員長代理		

第1回 平成30年7月2日 第2回 平成31年3月18日 第3回 令和元年5月27日（予定）

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

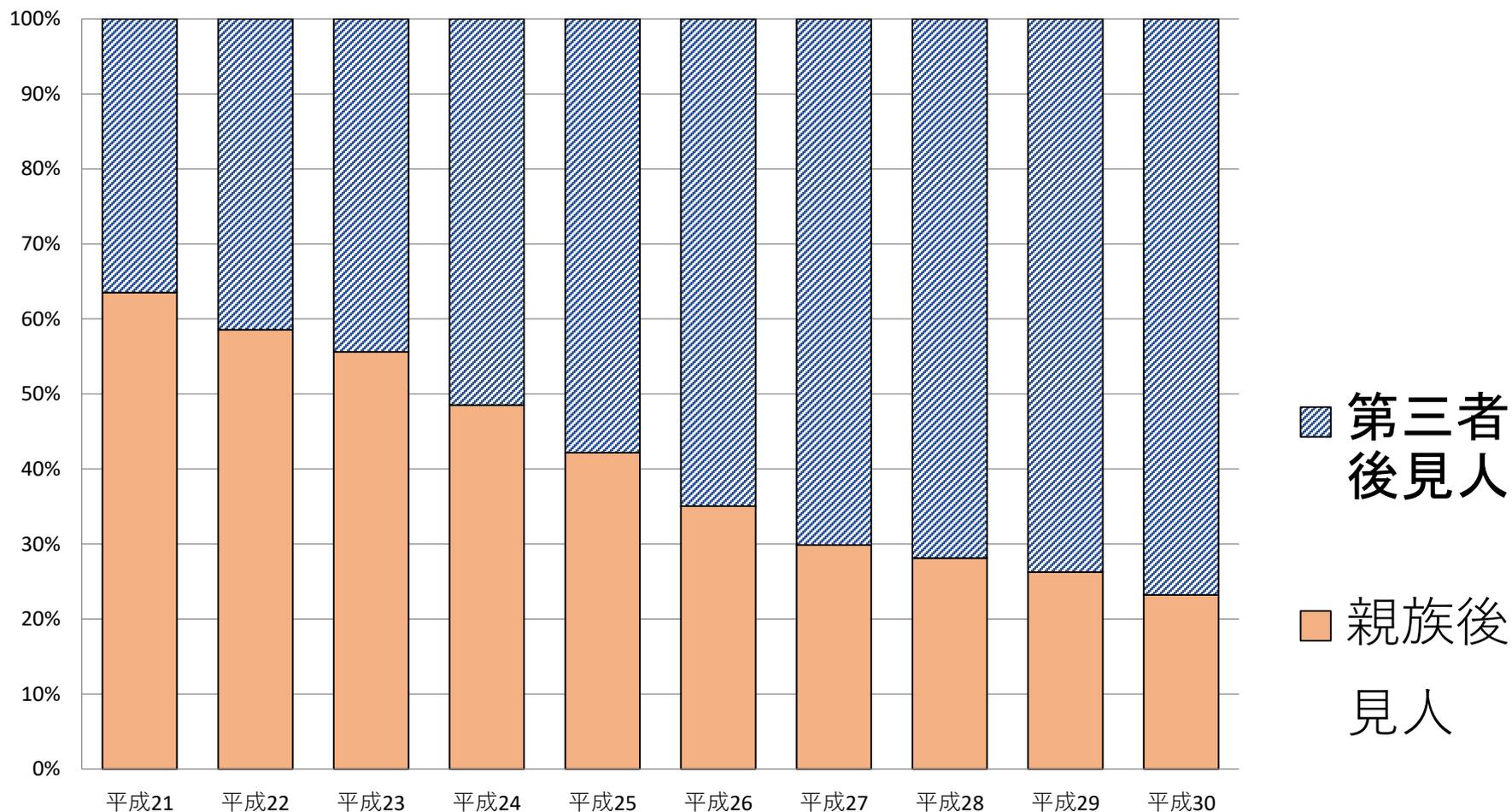
		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止		
		専門職団体等による自主的な取組の促進		効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

親族後見人の割合は低下し 第三者後見人の割合が上昇

成年後見人等と本人との関係：第三者後見人と親族後見人の割合

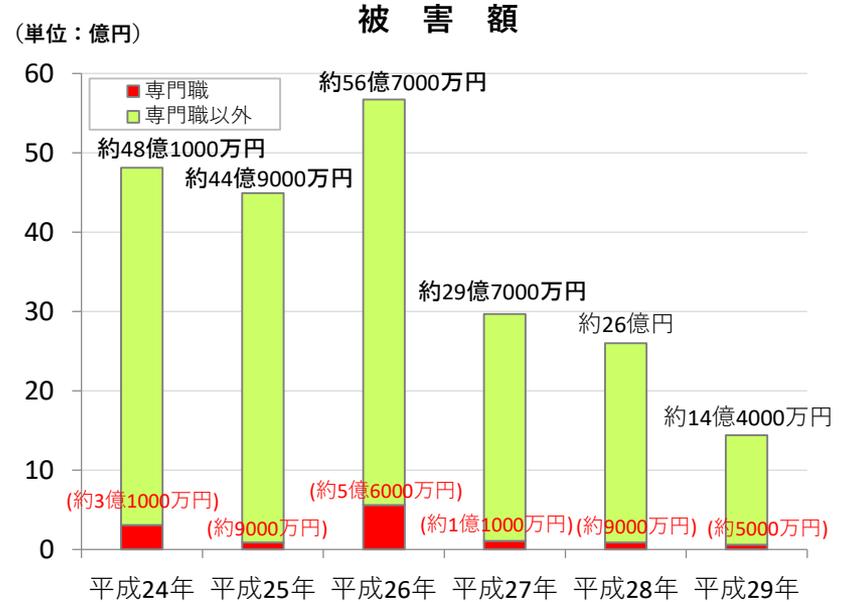
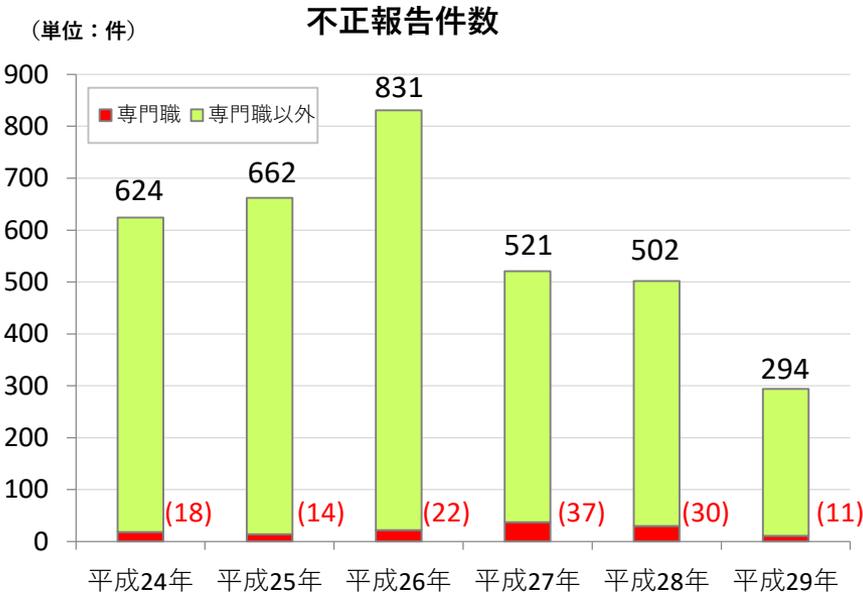


後見人等による不正は、専門職以外（親族等）が多い。 不正件数は近年減少傾向

成年後見人等による不正報告件数・被害額（平成24年～平成29年）

○ 成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年以降、不正報告件数及び被害額はいずれも減少している。

（注）各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。

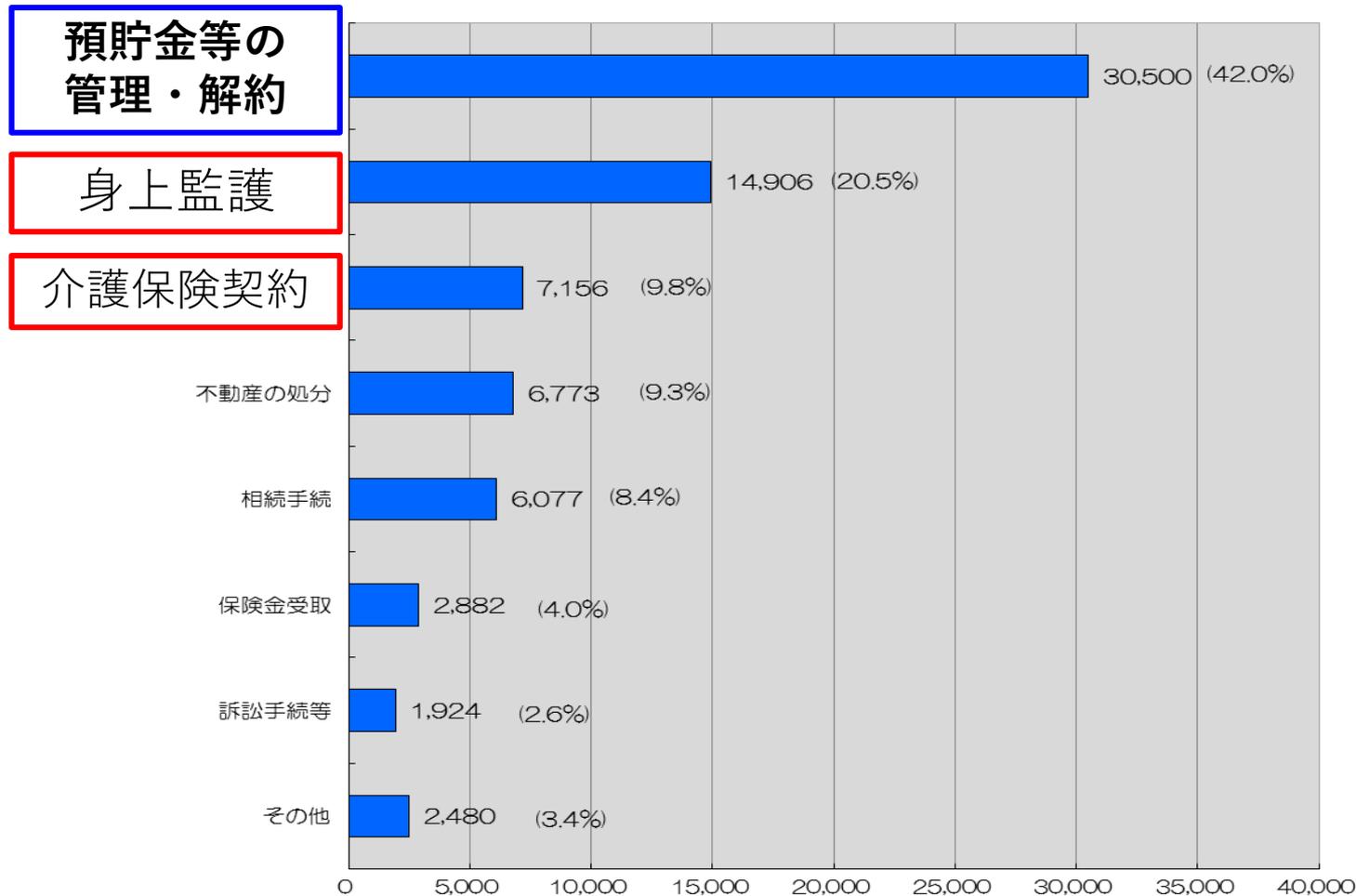


※ 括弧内の数値は、専門職の内数である。

（注）「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。

成年後見制度を利用する動機としては 財産管理の側面が多い現状

成年後見制度の利用動機



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。^(件)

指摘された課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り制度があまり利用されていない
- 親族以外の第三者が後見人になるケースにおいて、**意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用**がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- 利用者が**制度を利用するメリットを実感**できていない

成年後見制度利用促進基本計画のポイント ～見直しの方向性～

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した
適切な後見人の選任・交代 【最高裁】

⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について
記載できる診断書の在り方の検討 【最高裁】

適切な後見人の選任のための検討状況等について

議論等の状況

協議会等における検討

後見関係事件を担当する裁判官・職員が参加

最高裁と専門職団体との議論

日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会が参加

最高裁と専門職団体との間で共有した後見人等の選任の基本的な考え方

- 本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、これらの**身近な支援者を後見人に選任することが望ましい**
- 中核機関による後見人支援機能が不十分な場合は、**専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討**
- 後見人選任後も、**後見人の選任形態等を定期的に見直し、状況の変化に応じて柔軟に後見人の交代・追加選任等を行う**



平成31年1月 各家裁へ情報提供

今後の予定

- 各家裁・・・中央での議論の状況等を踏まえ、自治体や各地の専門職団体等とも意見交換の上、検討を進める
- 最高裁・・・引き続き、専門職団体との間で検討を行う

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

⇒ 体制

本人を見守る「チーム」

地域の専門職団体の協力体制「協議会」

コーディネートを行う「中核機関」

後述

⇒ 機能

①制度の広報 ②制度利用の相談

③制度利用促進(マッチング) ④後見人支援

【厚労省】

(2-2) 市町村計画の策定

⇒市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。【厚労省】

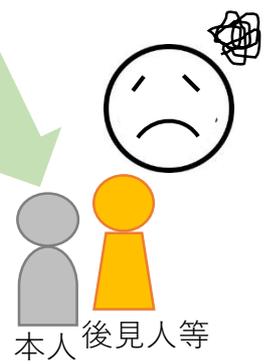
中核機関による適切な成年後見人候補者の推薦について【受任者調整（マッチング）】

現状



適切な候補者のイメージがよく分からないまま

選任



身上保護、意思決定支援、本人らしい生活を送るための財産活用の観点で、利用者がメリットを実感できないような後見人等の選任が起こってしまうことがある
その場合も、後見人等の交代をすることができなかった

申立

申立人
本人・配偶者
4親等内親族
市町村長・検察官

目指すべき姿



【受任者調整】
求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討
中立性・公平性の担保

候補者のイメージを共有
適切な後見人の選任

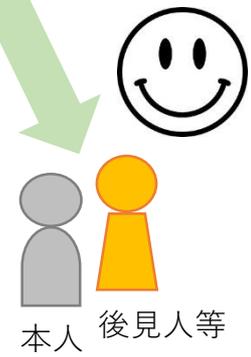
選任



候補者推薦

中核機関

申立相談



利用者がメリットを実感できる後見人等の選任

後見人等支援機能も有するため、メリットを実感できない場合には、交代の相談も可能

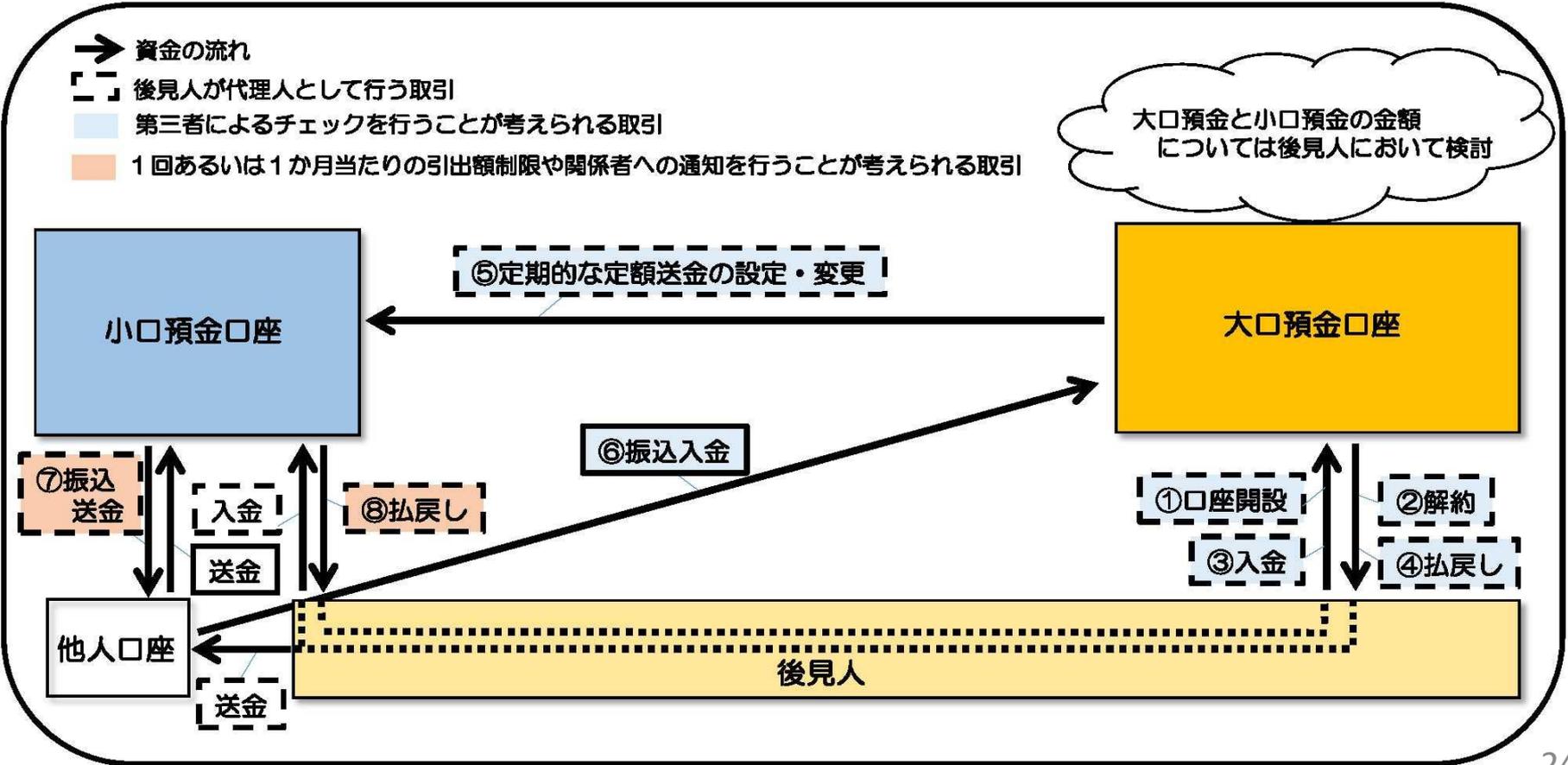
申立人
本人・配偶者
4親等内親族
市町村長・検察官

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

⇒ 後見支援信託に並立・代替する新たな方策

地域金融機関による、出入金等に家裁等の第三者の関与が必要な預金商品の取扱い

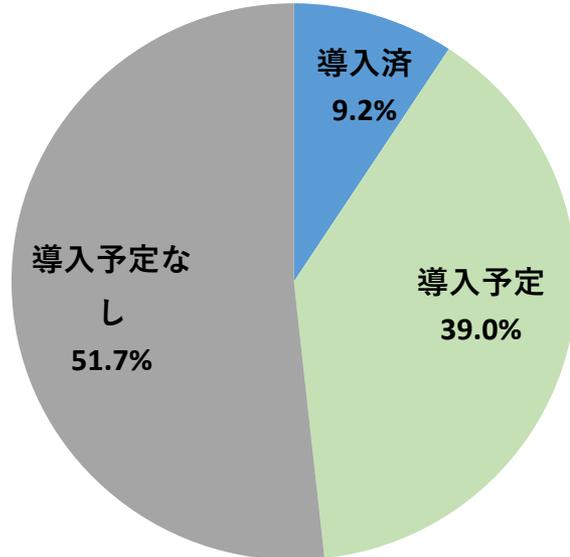
不正防止策として考えられる仕組みのイメージについて



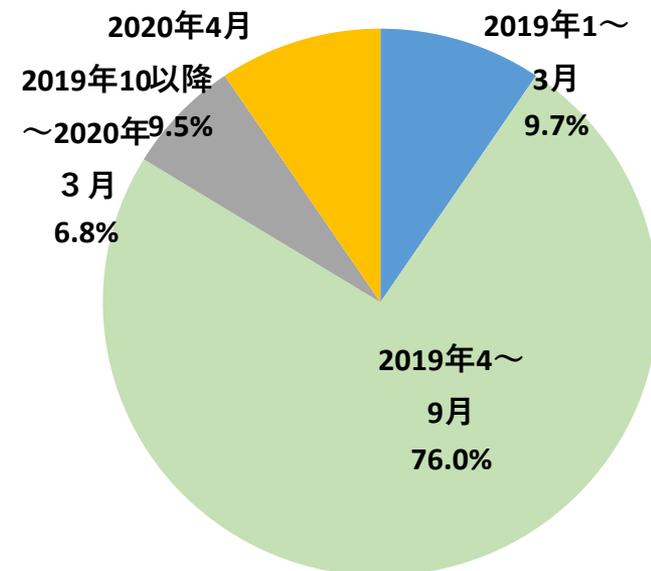
後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況（金融庁）

- ▶ 2018年12月末時点において、支援預貯金又は支援信託を導入済と回答した金融機関は、全金融機関のうち約9%に当たる123金融機関となっている。【図表1】
 - ▶ また、支援預貯金又は支援信託の導入を予定する金融機関は、全金融機関のうち約39%となり、導入済の金融機関と導入を予定する金融機関を合わせると、全金融機関のうち約48%となる（※）。【図表1】
- (※) 支援預貯金を導入済又は導入を予定する全ての金融機関において家庭裁判所の指示書スキームを導入（予定）。
- ▶ なお、支援預貯金の導入を予定する金融機関のうち、約84%の金融機関が2019年9月までの導入を予定している。【図表2】

【図表1】 支援預貯金・支援信託の導入状況（2018年12月末）



【図表2】 導入予定時期



(4) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

「「身元保証」がない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要

医療に係る意思決定が困難な場合に求められること(本文P23～27)

(1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用(P23・24)

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月改訂厚生労働省)の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、「身元保証」がない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(2) 成年後見人等の具体的な役割(P25～27)

本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

- | | |
|---|---|
| <p>① 契約の締結等</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 必要な受診機会の確保・医療費の支払い | <p>② 身上保護(適切な医療サービスの確保)</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 本人の医療情報の整理 |
| <p>③ 本人意思の尊重</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 本人が意思決定しやすい場の設定➢ 本人意思を推定するための情報提供等➢ 退院後、利用可能なサービスについての情報提供 | <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 親族への連絡・調整(親族の関与の引き出し)➢ 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、死亡時の遺体・遺品の引き取り |

※ 医療機関は成年後見人等に同意書へのサインを強要することがないように注意。医療機関が成年後見人等に説明を行った旨の事実確認を残したい場合の対応方法も明示。

(5) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（成年被後見人等）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する（180法律程度）。

(1) 公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2) 士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3) 法人役員等 : 医療法（医療法人）、信用金庫法（信用金庫）等

⇒原則として役員欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4) 営業許可等 : 貸金業法（貸金業の登録）、建設業法（建設業の許可）等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

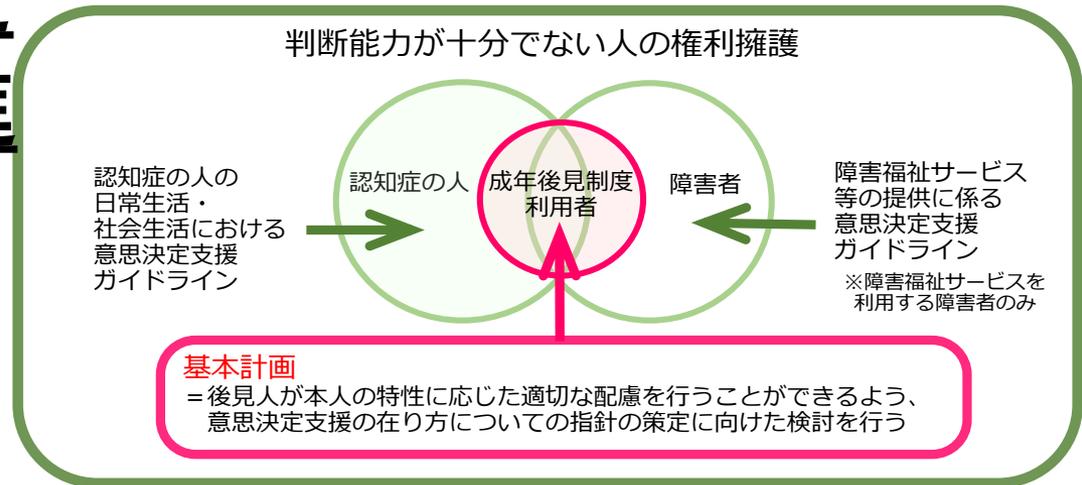
(5) 法人営業許可等 ⇒ 上記（4）と同様

【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの⇒原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合⇒個別に定める日 ※建築士法:平成30年12月1日

※本法案は、平成30年3月13日に提出し、第196回常会及び第197回臨時会において、衆・内閣委員会の継続審議とされている。

(6) 意思決定支援の推進



厚生労働省

- ・権利擁護の施策を担う立場
- ・意思決定支援に関する調査研究事業を実施
- ・後見人支援機能を果たす中核機関の設置を推進
- ・利用者の関係団体等とのパイプ

↓

- ・権利擁護の観点からの検討
- ・全国の自治体・中核機関への周知

裁判所

- ・後見制度の運用を担う立場
- ・後見人の選任・解任、監督、後見人に対する報酬付与

↓

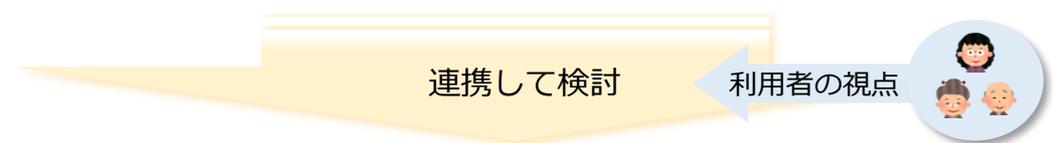
- ・監督を行う観点からの検討
- ・裁量を逸脱し必要な意思決定支援を実践しない後見人を解任

専門職団体

- ・後見人として意思決定支援を実践する立場
- ・意思決定支援についてのノウハウを保有

↓

- ・実行可能な指針とする観点からの検討
- ・指針に基づく後見事務の実践



後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定

後見人等の役割

●権利を守る役割

⇒「取消権」

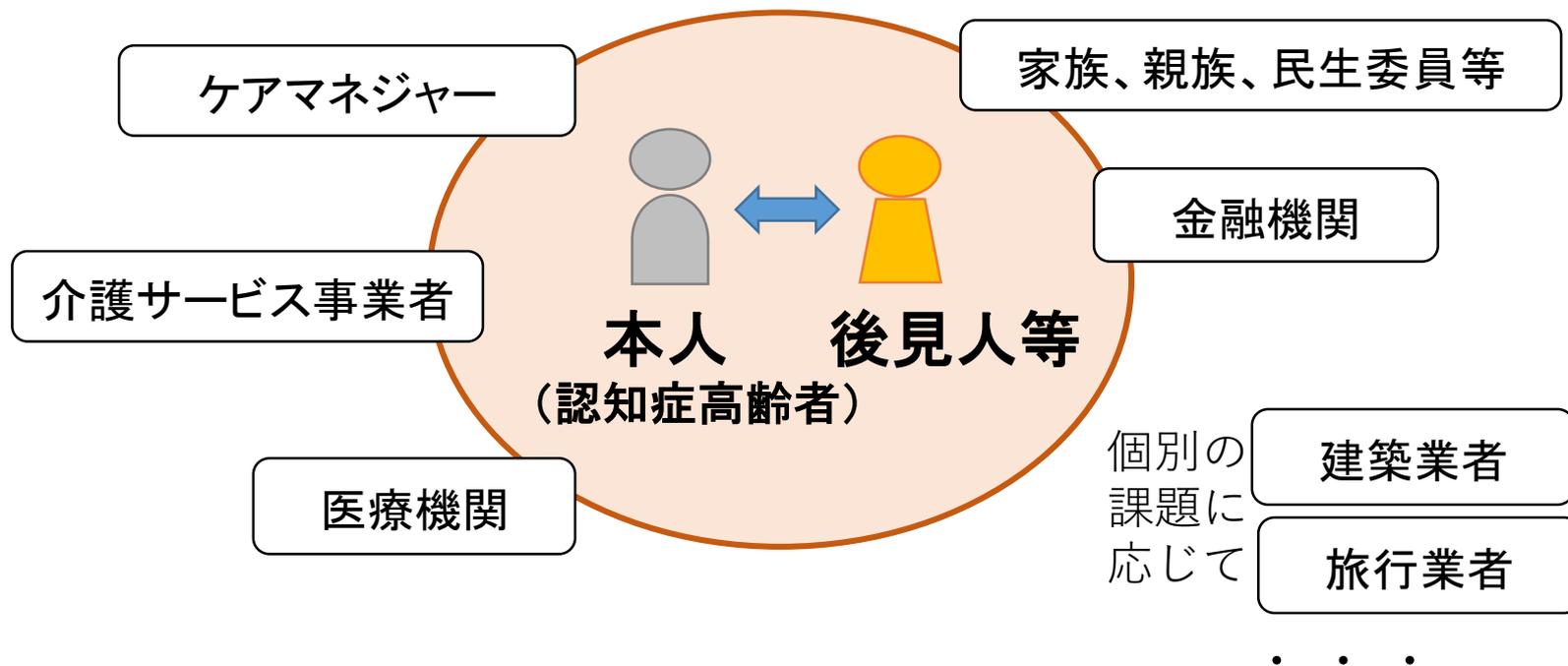
●本人らしい生活を支援する役割

⇒「代理権」

(注) 上記は必ずしも1対1対応ではない。

「チーム」で意思決定を支援

既存のケアチームなどに後見人が参加



日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う

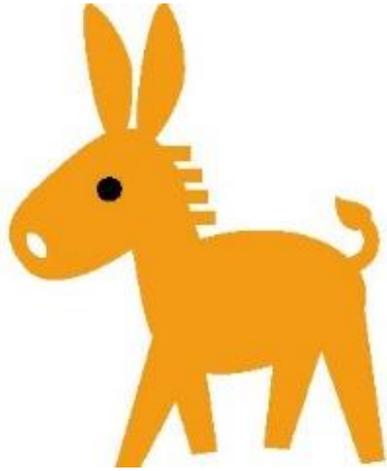
(7) 更なる検討

認知症施策推進のための有識者会議（第2回）平成31年3月29日

資料3 「柱毎の施策方向性(案)について」より抜粋

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援				関係省庁
施策	主な対象者 取組内容	認知機能の低下のない人、 プレクリニカル期の人 認知症発症を遅らせる取組 (一次予防 ^{※1})の推進	認知機能の低下のある人(軽度認知障害(MCI)含む) 早期発見への対応(二次予防)、発症後の 進行を遅らせる取組(三次予防 ^{※2})の推進	
成年後見制度利用促進	中核機関の整備、計画策定の支援	○ 成年後見制度利用促進基本計画に基づく市町村の中核機関の整備や市町村計画の策定に対する支援の推進		厚生労働省
	後見人等への意思決定支援研修	○ 後見人等が、本人の利益や生活の質の向上のための財産利用や身上保護に資する支援ができるよう、意思決定支援の研修の全国的な実施		厚生労働省
	任意後見・補助・保佐の広報・相談	○ 「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談の強化		厚生労働省
	市民後見人等への支援	○ 市町村等による市民後見人等への専門的バックアップ体制の強化		厚生労働省
	後見業務を行う法人の確保	○ 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するための体制整備等を支援		厚生労働省

内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁
 総務省 法務省
 文部科学省 農林水産省 経済産業省
 国土交通省 厚生労働省



3 「地域連携ネットワーク」と「中核機関」について

3-1 「中核機関」の設置方法

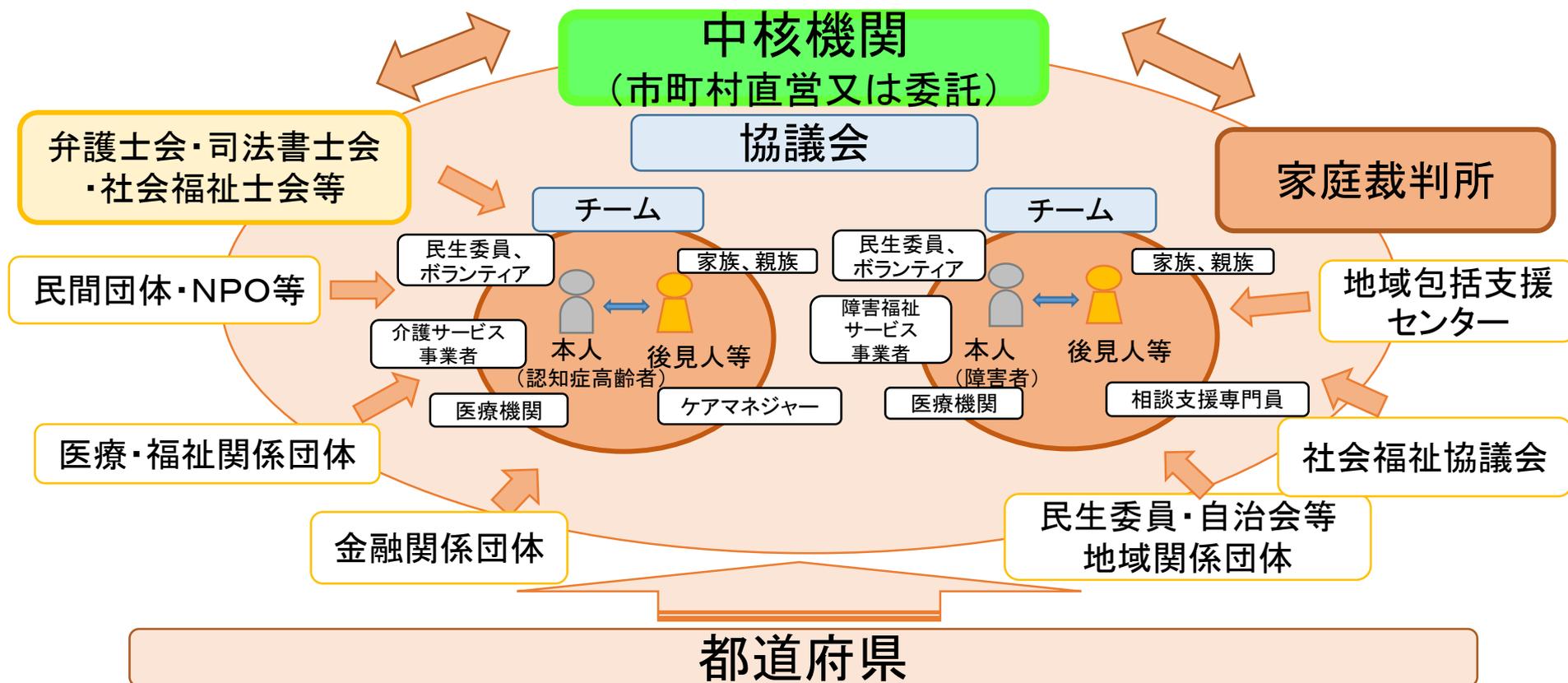
「体制」について

地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について

●実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの中核となる機関の指定等

“権利擁護のセーフティネット”

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

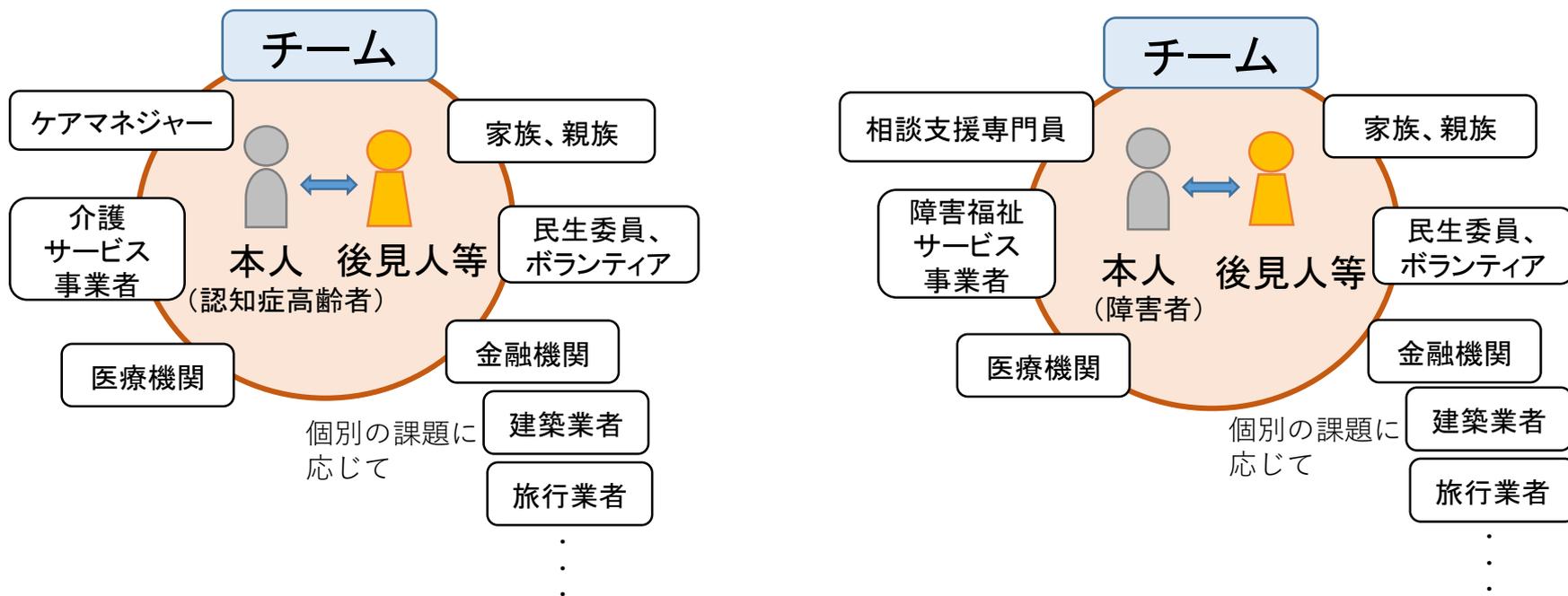


※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

1点目 「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容：本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

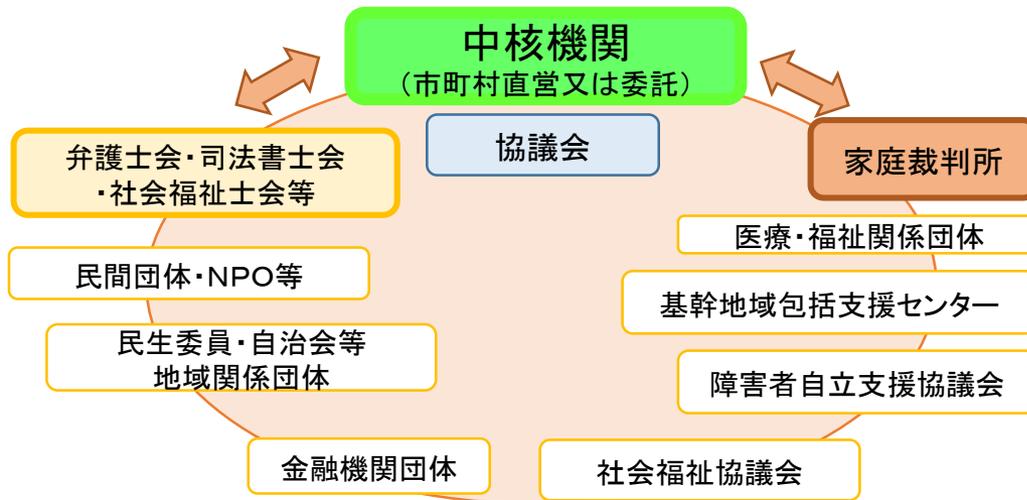
メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等

エリア：日常生活圏域など

2点目 「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容：後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

メンバー例：上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定（例:商工会や警察など）

エリア：自治体圏域～広域圏域 ※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P 62に出ています。 37

3点目 「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任者マッチング)、④後見人支援

- 協議会の事務局

中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。
(いわゆる箱物新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。

「機能」について

地域連携ネットワークが担うべき機能は4つ

① 広報機能

② 相談機能

③ 成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整（マッチング）等の支援

(b)担い手の育成・活動の促進

（市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援）

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

④ 後見人支援機能

結果としての不正防止効果

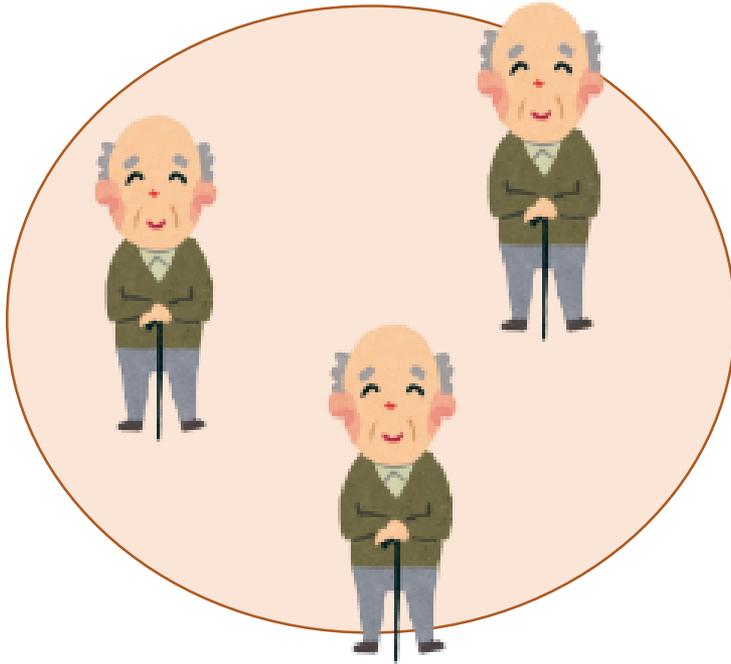
「優先して整備すべき機能」は ①広報機能 と ②相談機能

- ➡ 成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で**発見**し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先。
- ➡ 保佐・補助の活用を含め、**早期の段階から**、本人に身近な地域において**相談**ができるよう、特に②相談機能の整備の優先を。

① 広報機能 について

どこに住んでいても、必要な人に必要な支援を。
そもそも知らなければ制度は使われない。

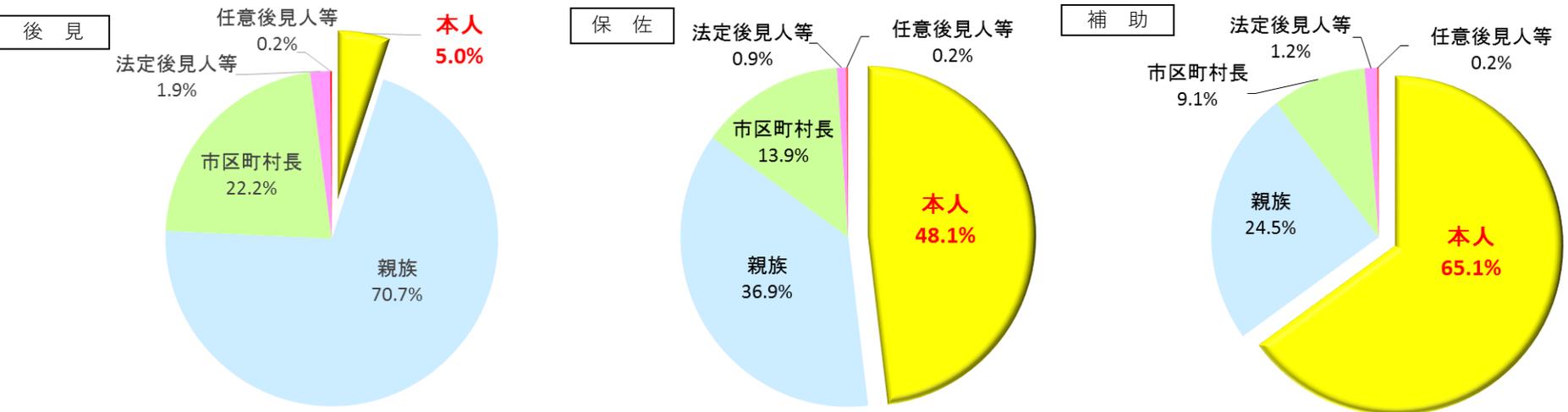
この地域だけ!?



知ってもらうのは、単なる言葉ではなく、
成年後見制度等のメリットや留意点など

保佐・補助類型では本人による申立てが多い → 本人の理解が鍵

申立人と本人との関係別割合（平成29年）

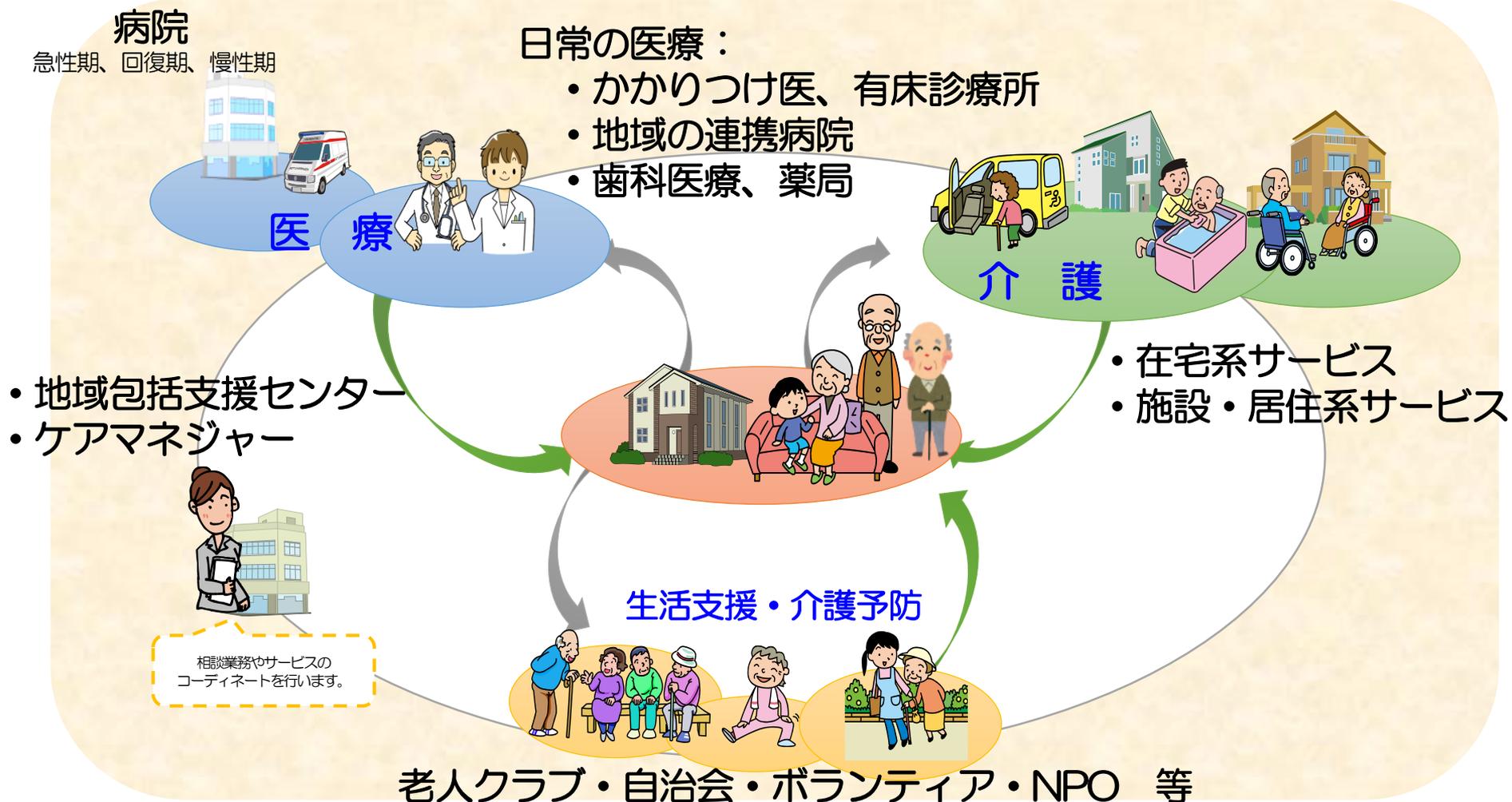


制度の利用促進のためには、ご本人やその親族が制度のメリットを
実感できるような制度運用が求められる

法定後見の概要

	補助	保佐	後見
本人	判断能力が不十分	判断能力が著しく不十分	判断能力を欠く常況
申立てが出来る人	本人、配偶者、4親等内の親族（親や子や孫など直系の親族、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹）、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、検察官、市町村長		
申立てについての本人の同意	必要	不要	不要
医師による鑑定	原則として不要	必要に応じて	鑑定を行う
同意・取消権のある行為	申立ての範囲内で裁判所が定める行為（民法13条1項記載の行為の一部に限る） 本人の同意が必要	重要な財産関係の権利を得喪する行為等（民法13条1項記載の行為）	日常の買い物などの生活に関する行為以外の行為
代理権のある行為	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為 本人の同意が必要	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為 本人の同意が必要	財産に関するすべての法律行為

少なくとも地域包括ケア関係者は、 権利擁護の必要性が生じた人を中核機関につなぐべき



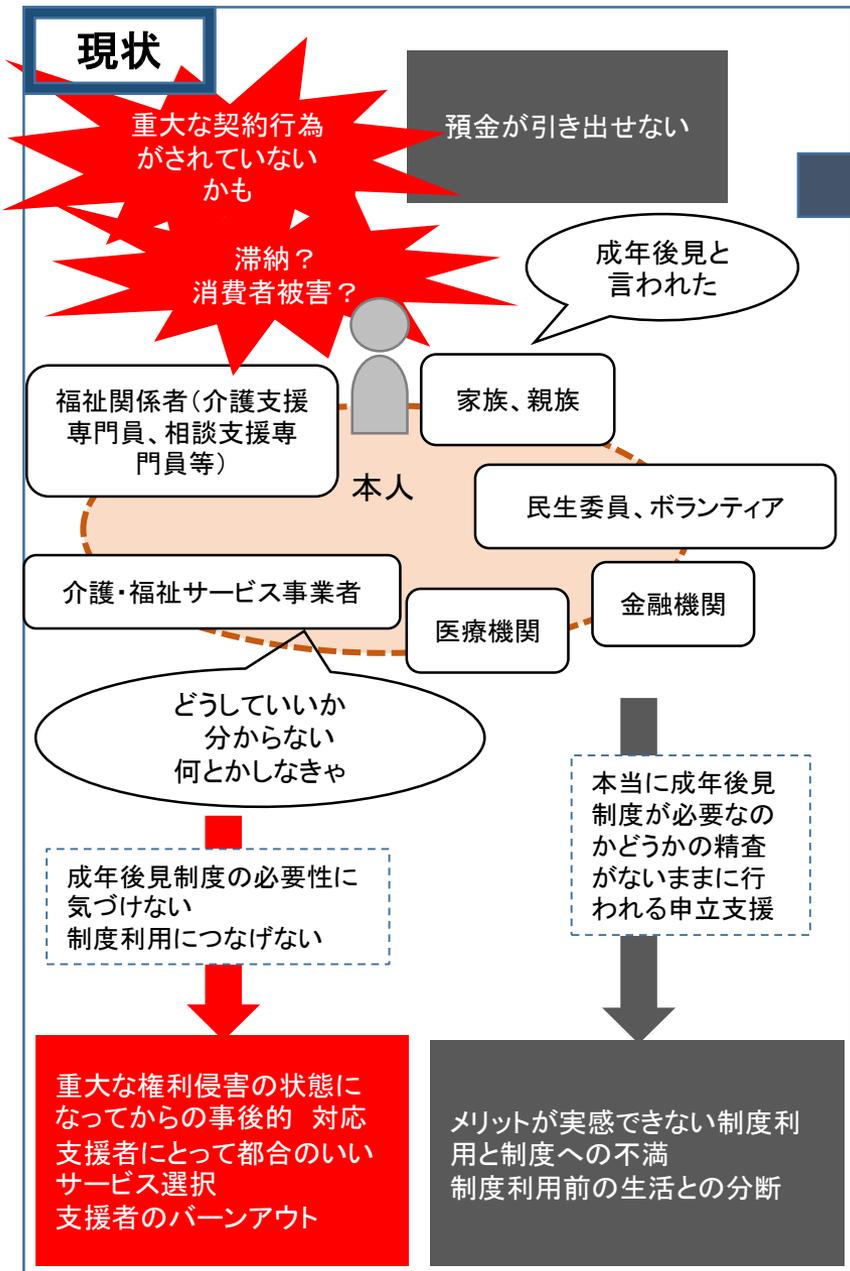
理想は、

地域のスーパー・商店、金融機関、企業をはじめ、住民のあらゆる方が中核機関を知っていて、

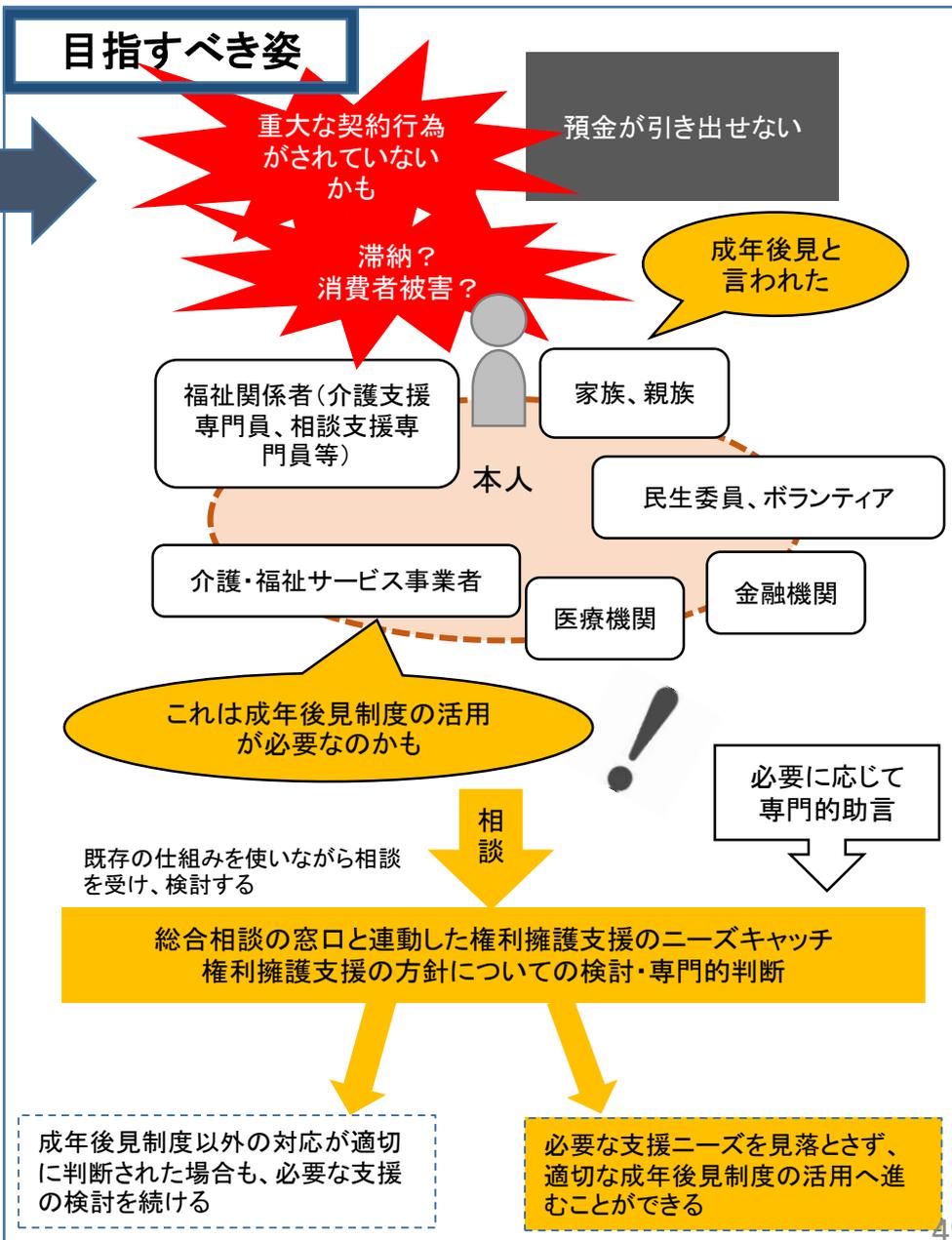
権利擁護が必要な人をつなげるようにすること

②相談機能 について

現状

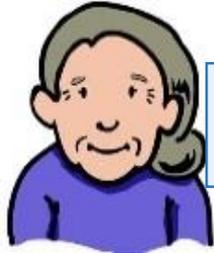


目指すべき姿



相談内容(イメージ)

理想は、住民からの早め早めの相談に乗る。
複数の機関に振って頂いても構いません



判断能力低下前

判断能力が不十分

判断能力を喪失

任意後見

補助

保佐

後見

日常生活自立
支援事業

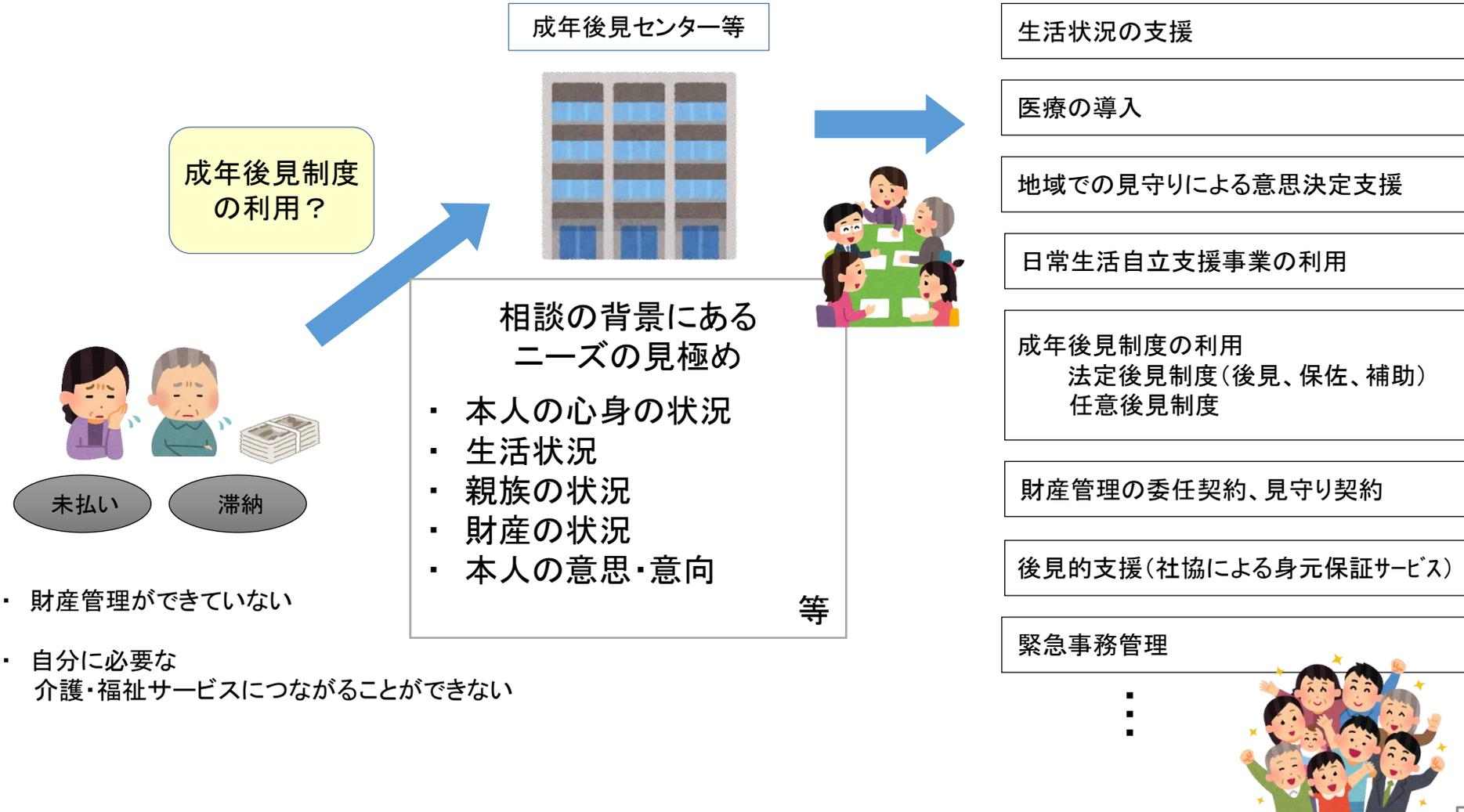
市町村サービス
(見守り、家事支援等)

民事信託、見守り契約、
財産管理委任契約など

それぞれのメリット・留意点、費用などについて、
本人の身になって、生活状況の支援、意思決定支援という観点から、
相談できるのが望ましい。

成年後見センター等における相談機能のポイント

成年後見センターに寄せられる相談は、財産管理に関するものが多いが、その背景に潜む、様々な生活課題にアプローチすることが必要



- ◆ 中核機関が実施する定例の検討会議に、市町村や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、ケアマネジャーが事例を提出し、権利擁護支援について協議する

- ◆ 地域包括支援センターや基幹相談支援センター、相談支援事業所のケース検討の会議（コアメンバー会議等）に中核機関が加わり、権利擁護支援について協議する
 - 広域設置の中核機関の場合、一次相談は市町村や地域包括支援センター等が担い、一次相談窓口の職員からの相談を中核機関が受けている場合もある

③成年後見利用促進機能 について

成年後見制度利用促進機能 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

現状



適切な候補者のイメージがよく分からないまま

選任

申立



本人 後見人等

利用者がメリットを実感できないような後見人等の選任が起ってしまうことがある

申立人
本人・配偶者
4親等内親族
市町村長・検察官等

目指すべき姿



【受任者調整】
申立の妥当性の確認
申立のあり方の検討
求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討
中立性・公平性の担保

候補者のイメージを共有
適切な後見人の選任

選任

候補者推薦

法人後見実施機関

市民後見人

医療・福祉関係者

中核機関

専門職団体
弁護士
司法書士
社会福祉士等

市町村担当者



本人 後見人等

【上流】の権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断を経て【受任者調整】へ進む

申立相談

利用者がメリットを実感できる後見人等の選任

関係機関

申立人
本人・配偶者
4親等内親族
市町村長・検察官等

地域住民

利用者がメリットを実感できる適切な後見人等の選任

申立の妥当性
申立のあり方

求められる後見業務の想定
適切な後見人は？

本人とのマッチング

申立が必要なケースか？
その場合、適切な申立人、
類型は？
申立以外に、早急に必要
な支援や情報収集は？

親族後見は？
市民後見人、法人後見
専門職後見人だとすれば、
必要な専門性は？
・弁護士
・司法書士
・社会福祉士
等
性別や年代は？

本人との相性の確認

後見の受け皿が豊富な場合は、
申立前に候補予定者と顔合わせ
を行い、本人が納得した場合に候
補者として申立をしている場合も
ある

中核機関が専門職団体に推薦依頼をす
るパターンや、中核機関が名簿をもっ
ているパターンがある

「市町村申立て」は、一人暮らし世帯の増加、 困難事例等により必要性が増している

老人福祉法（抜粋）

（審判の請求）

第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため
特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条
第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第
876条の9第1項に規定する**審判の請求**をすることができる。

※ 知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においてもほぼ同様の規定あり。

家庭裁判所への推薦規定は、 24年・25年の法改正で追加されているという重要性

老人福祉法（抜粋）

（後見等に係る体制の整備等）

第32条の2 **市町村は**、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、**後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 **都道府県は**、市町村と協力して**後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため**、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※ 知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においても
ほぼ同様の規定あり。

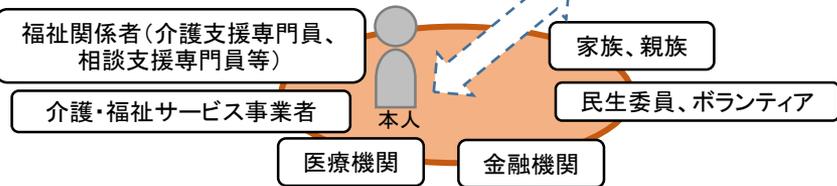
④後見人支援機能 について

後見人支援機能 モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

現状

本人と後見人等の関係がうまくいかな
くなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や本
人を支える家族等と後見人等との間に
信頼関係が形成されていない場合

どうしていいかわからない
誰にも相談できない



本人の判断能力が回復しない限り、後見等が
継続する
本人等と後見人等との間に信頼関係が形成さ
れていないという情報が、家裁にきちんと伝わ
らない
後見人等に不正な行為等の任務に適しない事
由がない限り、後見人等が解任されない

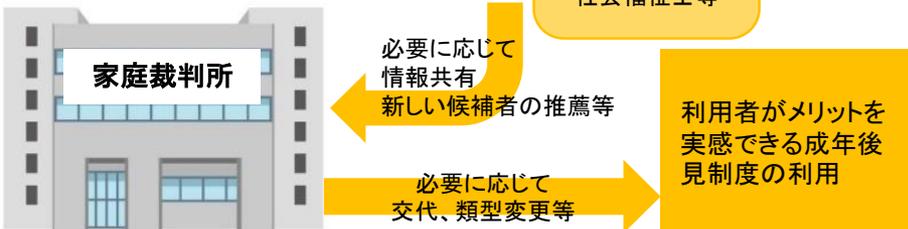
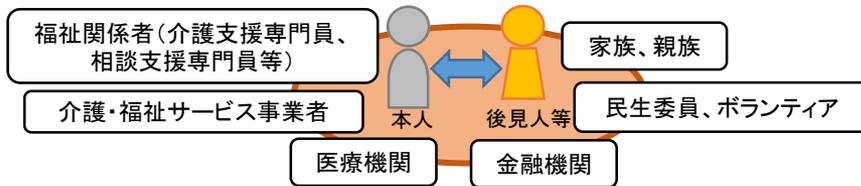
メリットが実感できない制度利用と制度への不満
制度利用前の生活との分断
本人の意思決定支援や身上保護が重視されない後見活
動の結果的な継続
本人の権利擁護が適切に行われない状態の継続

目指すべき姿

本人を後見人等とともに支える「チーム」による
対応

本人と後見人等の関係がうまくいかな
くなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や本
人を支える家族等と後見人等との間に
信頼関係が形成されていない場合

他の支援体制への切替え
が望ましいと考えられる場
合



- ◆中核機関や地域包括支援センター等による、チームへの後見人等加入支援、バックアップ・モニタリング
 - 後見人等とチームの顔合わせを支援する(バックアップ)
 - 後見人加入後のチームによる本人支援がうまくいっているかどうか、支援状況を確認する(モニタリング)

- ◆チームによる本人への支援
 - 介護支援専門員や相談支援事業所職員が、既存の会議(サービス担当者会議等)を活用して、後見人等とともに本人を支援する

- ◆チームによる支援が難航する場合、中核機関は相談を受けて専門的助言を実施。必要に応じて家庭裁判所と情報を共有
 - 後見人等による不正の可能性がある場合には、早急に家庭裁判所に情報共有
 - 必要に応じて適切な後見人等への交代に向けた検討を行い、新たな候補者推薦を行う。中核機関と家庭裁判所との情報共有の結果、家庭裁判所が必要に応じて交代を実施

様々な関係機関・関係団体との「連携」が肝

特に家裁と中核機関の緊密な連携



◎ 業務内容や組織風土の異なる機関同士が連携する話ですので、粘り強く話し合って、それぞれの課題の解決方法を探って頂きたい。

中核機関等の機能については、「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、

まずは、①広報機能や②相談機能の充実が優先されるべきで、

③成年後見制度利用促進機能や④後見人支援機能については、段階的・計画的に整備していくことでも構いません

= 「小さく生んで大きく育てる」という考え方

「中核機関整備のための手引き」も参考に



- 特にこれから体制整備を進める市町村等の参考のため
- 成年後見制度利用促進の体制整備に関する取組のうち、**中核機関の設置**に重点

ステップ3 中核機関設置検討のフロー 例示（概要）

権利擁護、成年後見センター的機能を担う機関の有無

自治体内にある

ない、わからない

対象となる機関・有している機能の確認

近隣市、都道府県との情報共有交流（広域検討を含む）

広域での中核機関候補の確認・検討

庁内での中核機関設立準備の開始

○当該機関は、①司令塔機能、②事務局機能、③進行管理機能を有しているか

該当する

機関あり

当該機関への依頼内容検討

- ・中核機関、ネットワーク、行政の役割分担
- ・単独／広域の整理
- ・ない機能をどう補うか

○近隣市町村に、中核機関候補が存在するか

⇒候補あり

- ・広域での設置可能性の検討（近隣市、都道府県の意向）

⇒候補なし

- ・要新設、単独 or 広域の検討（近隣市、都道府県との調整）

○既存機関の強化で対応できるか（新たに設置する必要があるか）

⇒既存活用の場合

- ・どのような機能強化が必要か

⇒新設の場合

- ・直営 or 委託（委託先）、単独 or 広域（近隣市、都道府県への確認・調整）

- ・市町村
- ・専門職団体
- ・後の協議会等メンバーと想定される機関等

庁内外での「中核機関設立準備会」等による協議

行政としての合意
所定の手続き

確実な推進のための担保

- ・市町村計画
- ・条例の制定
- ・審議会の設置

中核機関の設置（設置方法等合意）

3-2 市町村計画を策定する

今まで述べたようなことも含め、イメージができれば、市町村計画も策定しやすい

「市町村計画」に盛り込むべき事項 (成年後見制度利用促進基本計画から)

- 地域連携ネットワークの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的施策等を定める
 - 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- チーム・協議会・中核機関といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させる
- 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置・運営、及びそれらの機能の段階的・計画的整備について定める
- 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする
- 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方について

「市町村計画」のイメージ

1 ○○市(区町村)成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

2 現状と課題

(1)現状

※成年後見制度利用者数、高齢化率、要支援者数、障害者数、日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度関連施策の実施状況（市町村長申立て数、成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績、市民後見人育成・選任状況、法人後見育成・活用状況）などを用いて示すことができる

※成年後見制度利用ニーズ調査や、成年後見制度の認知度や意識調査等のアンケート調査を実施している場合には、それらを提示することで、施策に取り組む必要性を明示することができる

(2)課題

※権利擁護支援の実務を担当している所管、関係者・関係機関とも協議しつつ、今回の計画で解決する課題を示す

事項ごとに、取組目標と実現するための具体的方法を合わせて、それぞれを書く方法もある

3 今後の取組

(1)本計画における取組目標(段階的に整備するものはその旨記載)

※権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の中で、本計画がもっとも重点的に充実させる目標を示す方法も考えられる。目標を定めておくことで、協議会における建設的な検討や合議を示すことができる

(2)中核機関、チーム、協議会についての体制整備の方針について

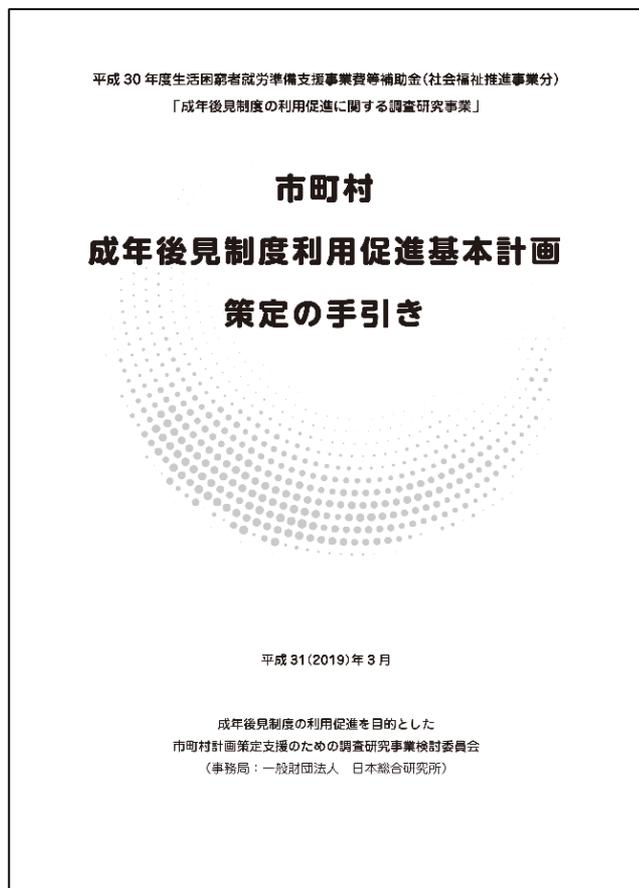
(3)助成制度について

※成年後見制度利用支援事業等の助成制度について示す。その場合、介護保険計画や障害福祉計画の内容と連動することになる。

4 評価

※計画を見直す年度や具体的手法を示す方法が考えられる。例えば「○年度に、【○○市権利擁護支援ネットワーク協議会】等の意見を聞き、計画を見直す」等の記述が考えられる。

「市町村計画策定の手引き」も参考に



- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく市町村計画策定のための手引き
- 4つの市町村計画の例を掲載して、パターンごとにポイントを説明
- 協議会設置要綱等の参考資料も掲載

都道府県の役割も大きい

この分野では、単独の市町村では人材が不足しているケースもあり、都道府県も主導的役割を果たすことを期待

都道府県の役割(市町村への広域的支援)

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

管内市町村の
体制整備状況
の把握

家庭裁判所や県社会
福祉協議会、専
門職団体等との
打ち合わせ

市町村向け会議の開催等

(管内市町村の取組状況の共有、都道府県全体の取組方針の伝達等)

中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討

家裁支部単位
での連絡会議
の開催

広域設置が
考えられる
自治体間での
勉強会開催

検討が進まない自治体への
個別の助言・
指導

※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携

※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

(その他の広域的支援)

市町村や中核機関
への専門的助言
(家裁や専門職団体
との連携を含む)

担い手確保や市町村
職員等の資質向上

市民後
見人の
養成
推進

法人後
見の立
ち上げ
推進

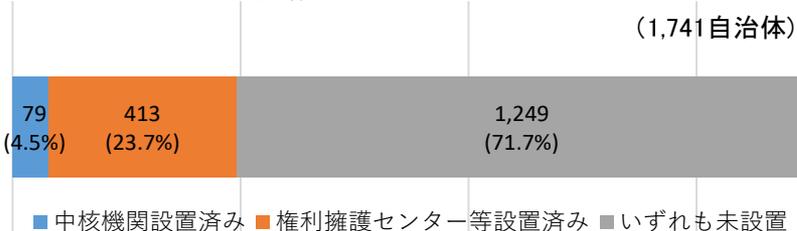
市町村職員や
中核機関職員等
の研修

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（速報値）

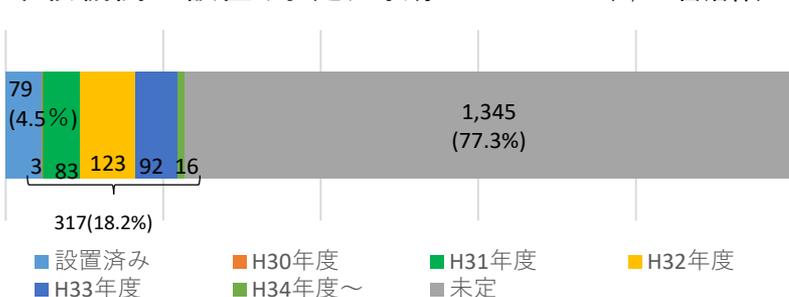
調査概要: 全国の市区町村(1,741自治体)及び47都道府県

調査時点: 平成30年10月1日(一部の調査項目は平成29年度実績等)

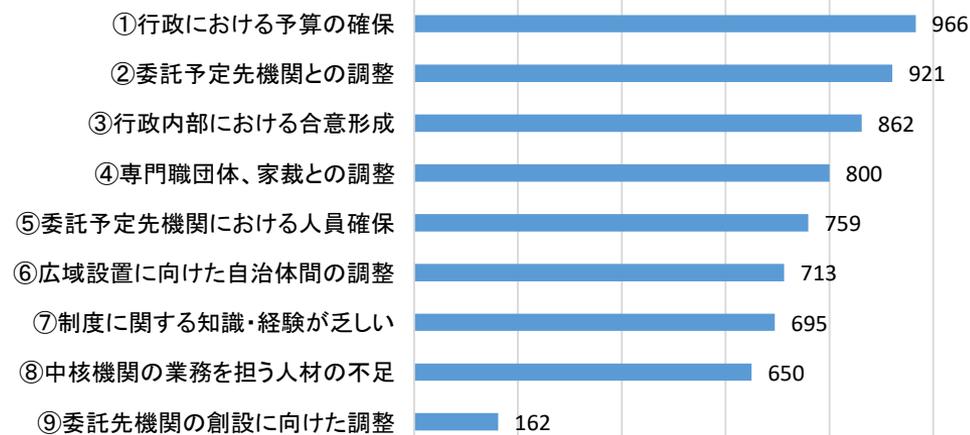
1. 中核機関・権利擁護センター等の設置の有無



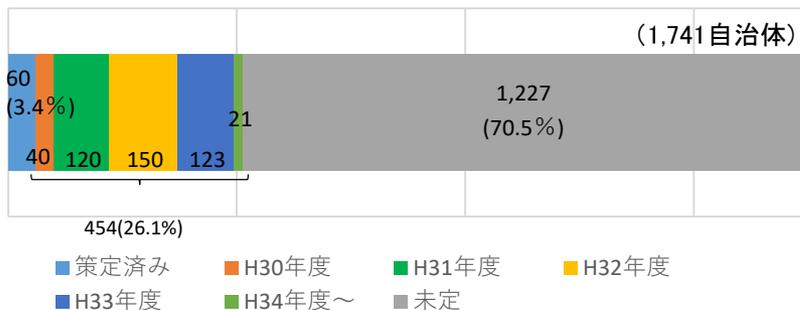
中核機関の設置(予定)時期



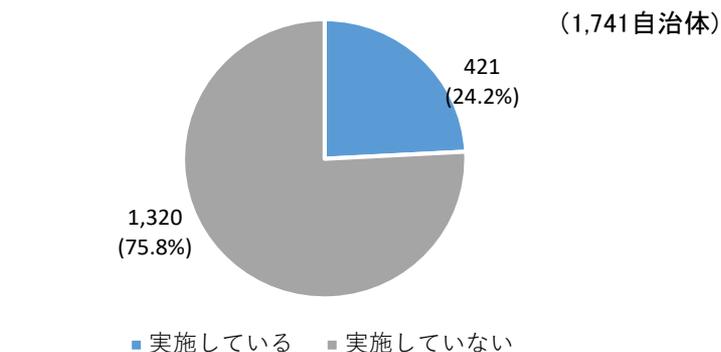
2. 中核機関の設置に向けた主な課題(未設置の1,662自治体)※複数回答



3. 市町村計画の策定の有無、策定予定時期



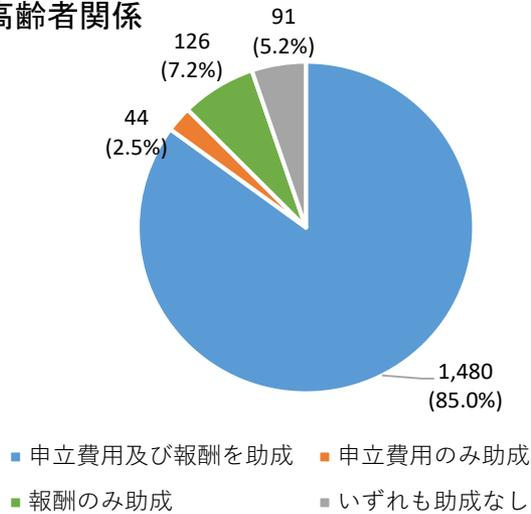
4. 市民後見人の養成に関する事業の実施の有無



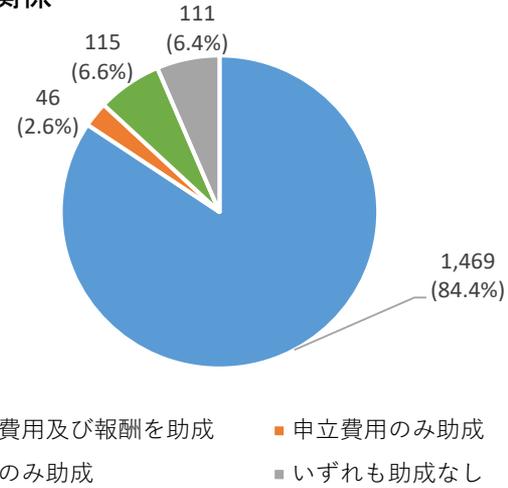
養成者数 合計1万4,140名(平成29年度末)

5. 成年後見制度に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体の数

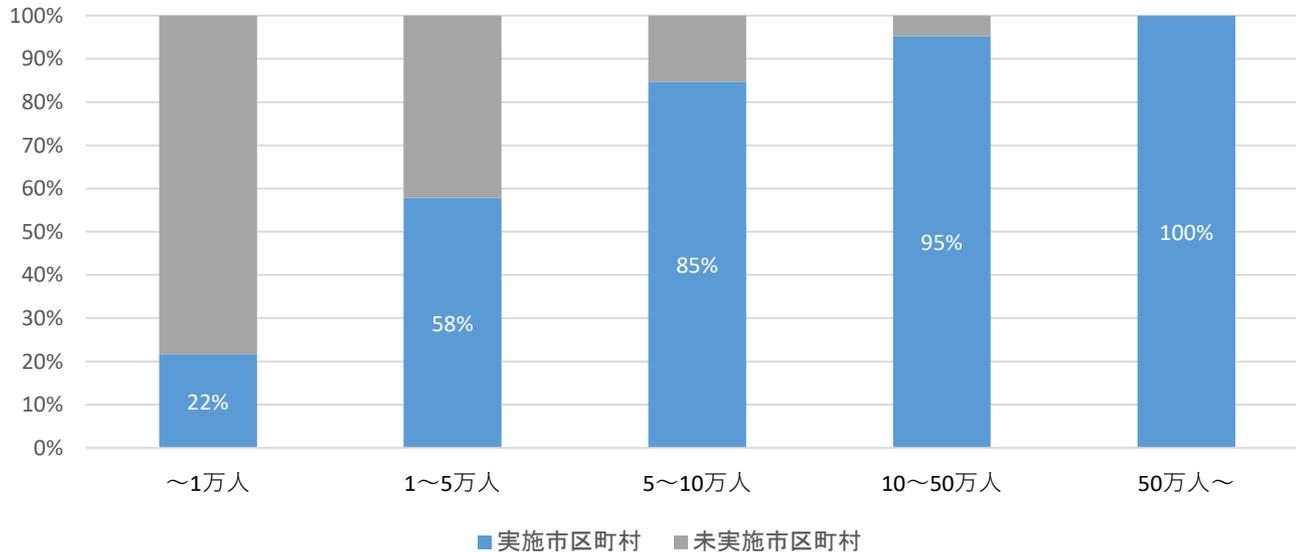
(1) 高齢者関係



(2) 障害者関係



6. 市区町村長申立を実施した自治体の割合（平成29年度実績・人口規模別）



3-3 予算を知って、活用する

中核機関が活用できる財源のイメージ

31年度予算事業

市区町村

都道府県

中核機関における先駆的取組の推進

中核機関の立上げに向けた支援
(会議費、先進地視察等)

中核機関

広報・啓発

(高齢者) 成年後見制度利用
支援事業(地域支援事業
費交付金)
(障害者) 成年後見制度普及
啓発事業(地域生活支援
事業費等補助金)

市民後見人の 育成

権利擁護人材育成
事業
(地域医療介護総合
確保基金)

法人後見研 修等

法人後見支援事業
(地域生活支援事
業費等補助金)

交付税

(標準団体10万人規模:約300万円)

※中核機関設置運営費及び市区町村計画策定費

体制整備アドバイザー等による広域的体制整備
中核機関職員、市町村職員等に対する研修、
専門的相談窓口



平成31年度 成年後見制度利用促進体制整備関係予算

平成31年度予算 3.5億円

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】（補助事業） 320百万円

（1）都道府県事業 〔社協等の民間団体に委託可、（補助率）国1/2 都道府県1/2〕

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等による体制整備の推進（広域的な中核機関立ち上げや計画策定支援等）
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置（ノウハウに乏しい市町村や中核機関職員等への助言等）

（2）市町村事業 〔社協等の民間団体に委託可、（補助率）国1/2 市町村1/2〕

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援（立ち上げに向けた関係機関会議の会議費や先進地視察等）
- ②中核機関の先駆的取組の推進（適切な後見人候補者を選任する仕組み（受任調整会議）や、親族後見人を継続的に支援する取組（専門職による助言等）等の先駆的取組）

（3）先駆的取組に係る調査研究 〔シンクタンク等の民間団体（補助率）10/10〕

【成年後見制度利用促進体制整備研修（国研修）（委託費） 30百万円

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。※民間委託

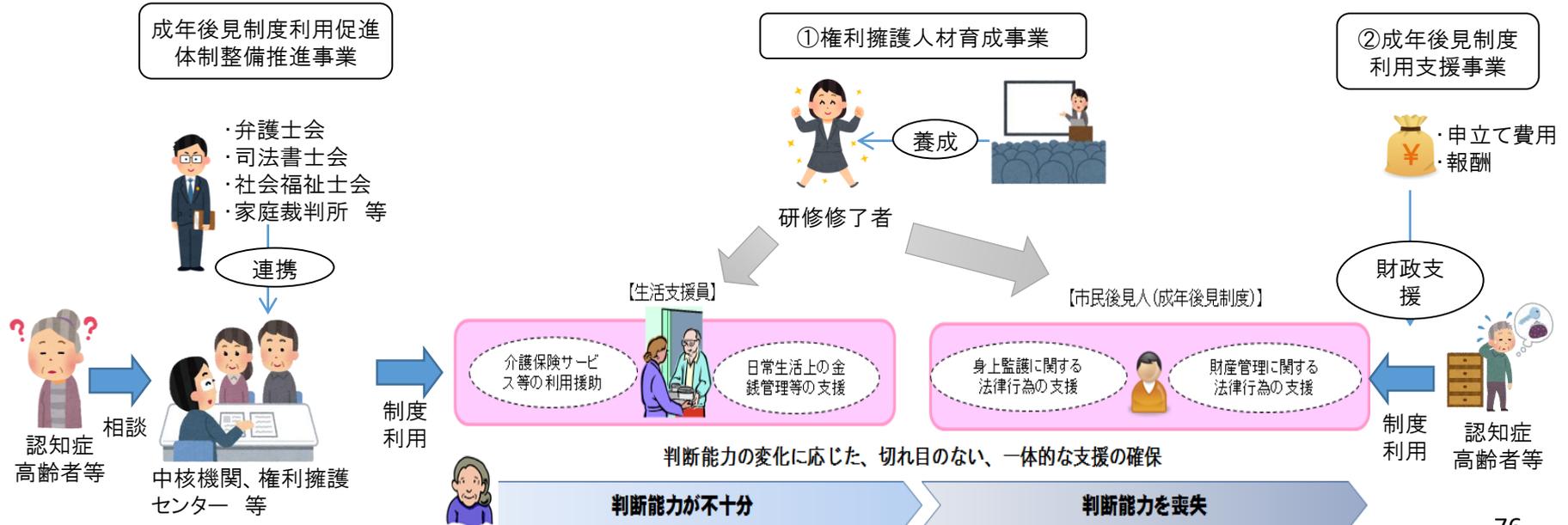
認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

概

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

事業内容（令和元年度予算）

- ① **権利擁護人材育成事業** 地域医療介護総合確保基金（介護分） **82億円の内数**
成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。
- ② **成年後見制度利用支援事業** 地域支援事業 **1,941億円の内数**
低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。
- ※ **成年後見制度利用促進体制整備推進事業** **3.2億円（社会・援護局に計上）**
成年後見制度利用促進のため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。



① 権利擁護人材育成事業

1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

【事業例】

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

・成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」を養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

・家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正に実施するための支援

・弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

2. 事業創設年度 平成27年度（平成23年～26年は市民後見推進事業において実施）

3. 令和元年度予算 地域医療介護総合確保基金（介護分）82億円の内数

4. 事業実施状況（平成29年度実績：228自治体）

- ・市民後見人の養成： 161カ所
- ・日常生活自立支援事業との連携： 72カ所
- ・家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦： 77カ所
- ・市民後見人等からの定期的な報告をふまえた適切な助言・指導： 101カ所
- ・専門職との連携体制の構築（専門職との連絡会議の開催など）： 130カ所
- ・実務的支援組織（成年後見支援センター等）の設置： 106カ所

② 成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。（平成13年度から実施）

(1) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

(2) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
（例）介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
 - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

2. 予算額： 地域支援事業交付金1,941億円の内数（令和元年度予算）

3. 事業実施状況： 1,429市町村（全市町村の82.1%）（平成29年4月1日現在）

障害者に対する成年後見制度関係の取組の推進

事業内容（令和元年度予算）

① 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金 495億円の内数）

- ・ 事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
 - （1）法人後見実施のための研修
 - （2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - （3）法人後見の適正な活動のための支援
 - （4）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
- ・ 実施主体：市町村

② 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金 495億円の内数）

- ・ 事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
- ・ 実施主体：市町村

③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金 495億円の内数）

- ・ 事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
- ・ 実施主体：都道府県、市町村

① 成年後見制度法人後見支援事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

4. 令和元年度予算額(障害者関係)

地域生活支援事業費等補助金495億円の内数(平成30年度:493億円、平成29年度:488億円)

5. 事業実施状況

平成30年4月1日現在 309市町村(平成29年:313市町村、平成28年:267市町村)

市民後見人を活用した法人後見への支援

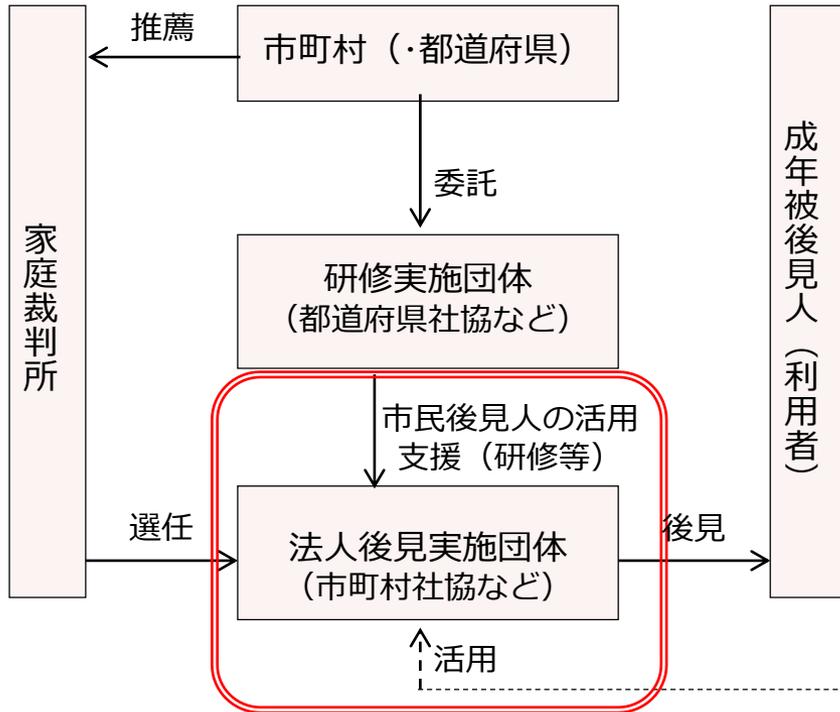
● 障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）

第七十七条（市町村の地域生活支援事業）

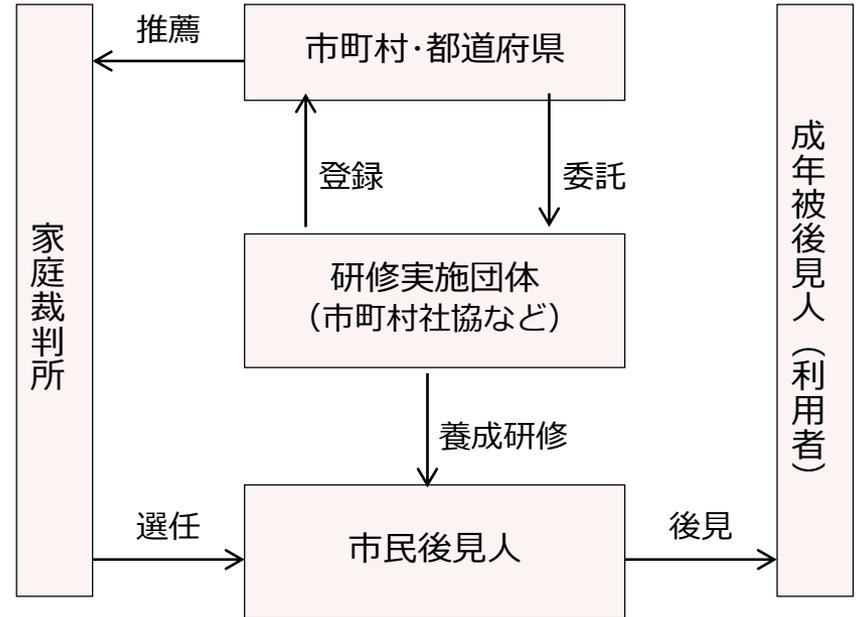
市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。

【法人後見への支援】



（参考）



② 成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

3. 事業創設年度

平成18年度

4. 令和元年度予算額（障害者関係）

地域生活支援事業費等補助金495億円の内数（平成30年度：493億円、平成29年度：488億円）

※【市町村事業補助率】国1／2以内、都道府県1／4以内で補助

5. 事業実施状況（障害者関係）

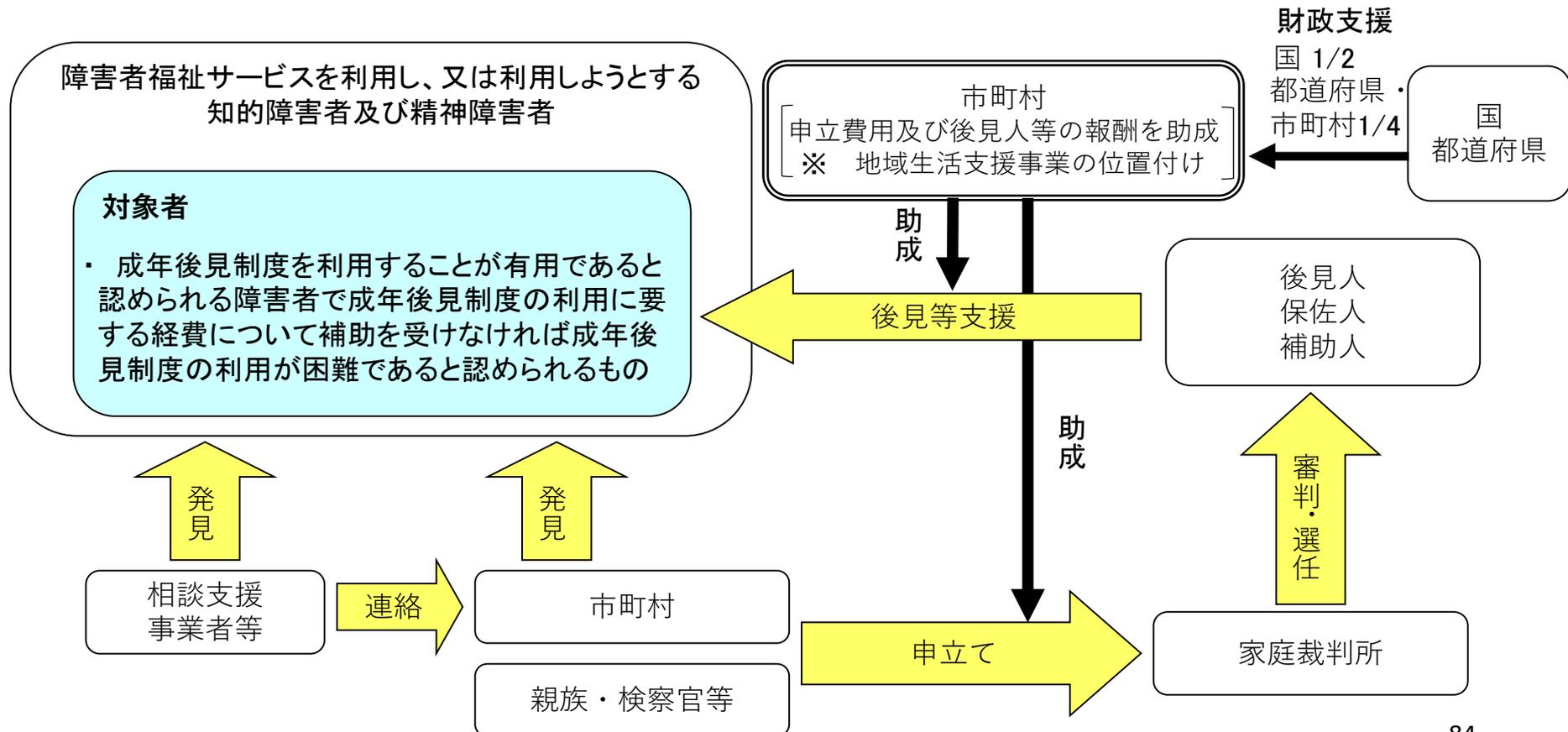
平成30年4月1日現在 1,416市町村（平成29年：1,485市町村、平成28年：1,470市町村）

成年後見制度利用支援事業の必須事業化

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用（厚生労働省令で定める費用）は、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

※ 平成24年度より、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業を国庫補助の対象としている。



③ 成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
[地域生活支援事業費等補助金]

2. 実施主体

市町村又は都道府県（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる）。

3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

4. 事業創設年度

平成24年度

（平成29年度からは「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、必要な財源を確保し質の高い事業実施を図ることとした。）

5. 令和元年度予算額

地域生活支援事業費等補助金495億円の内数

（平成30年度：493億円、平成29年度：488億円）

6. 事業実施状況

平成30年4月1日現在 309市町村（平成29年：257市町村、平成28年：218市町村）

3-4 他の地域の中核機関設置例

直営地域包括支援センター内部に成年後見センターを整備(新潟県阿賀町)

自治体概要

人口	約11,000人
面積	約953km ²
高齢化率	46.9%

ポイント

- 直営地域包括支援センター職員8名のうち、3名が成年後見センター職員を兼務。障害福祉分野についても、アウトリーチ機能を活かして実施。
- 町長申立てを検討するプロジェクトを経て、初めての町長申立を実施。その後、成年後見制度勉強会と実態把握調査を経て、阿賀町成年後見センターの整備構想へ。
- 平成28年4月、**阿賀町成年後見センター事業実施要綱**の告示と、看板の併記(写真)をもって、成年後見センターを整備。
- 平成31年4月、**阿賀町成年後見制度利用促進基本計画**によって、阿賀町成年後見センターを、中核機関とする。
- 市民後見人を15名養成、6名が名簿登録。
- 阿賀町社会福祉協議会が、法人後見10件(終了案件含む。うち首長申立6件)を受任。



阿賀町役場

阿賀町地域包括支援センター

阿賀町成年後見センター

中核機関

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
(市民後見人養成)
(町長申立の推薦)
- ④ 後見人支援機能
(選任された市民後見人支援)

協議会: 阿賀町成年後見センター運営委員会

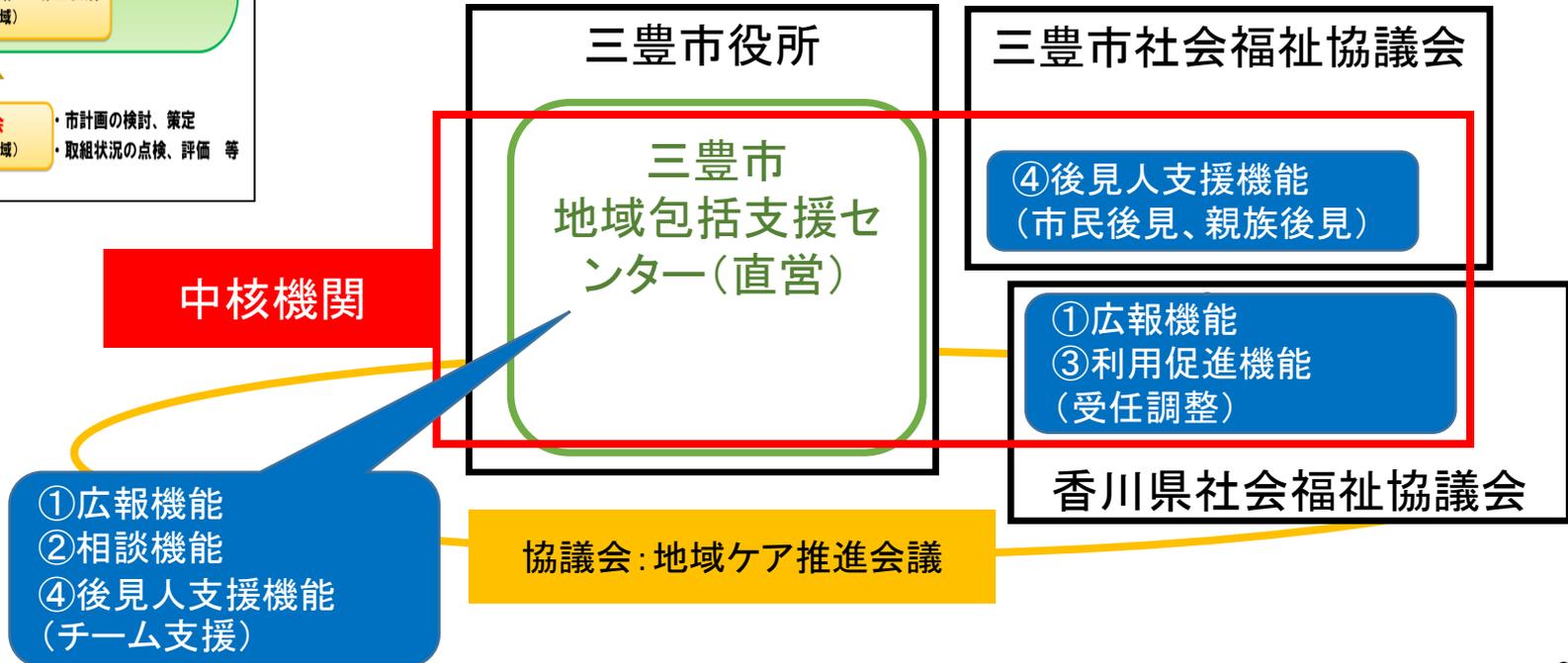
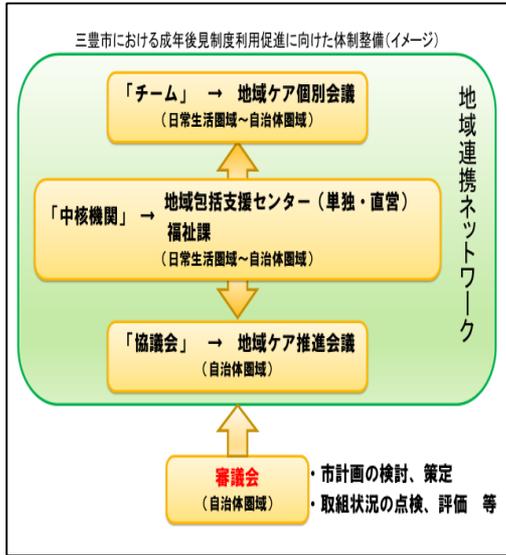
既存の仕組みを活かして機能分散型の中核機関を整備(香川県三豊市)

1.自治体概要

人口 約66,000人
面積 約222.70km²
高齢化率 34.9%

2. ポイント

- 成年後見センター等がない状態で、既存の仕組みを活かし、機能を分散する形で中核機関を整備。
- 審議会で中核機関や成年後見制度利用促進基本計画について審議し、平成31年3月に計画を策定。
- 市長申立の実績がある直営地域包括支援センターを、平成31年4月に中核機関とする。
- 後見人支援機能を市社会福祉協議会、困難事例の受任調整や専門相談を県社会福祉協議会が担当。
- 地域ケア個別会議を「チーム」、地域ケア推進会議を「協議会」とする等、既存の仕組みを活用。
- 市社会福祉協議会が、法人後見14件を受任。



協定と幹事市による委託での広域整備型 安房地域権利擁護推進センター

自治体概要	H31.3.31現在
(館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)	
人口	125,205人
面積	576.8km ²
高齢化率	41%

ポイント

- 近隣自治体共同で実施していた成年後見制度、首長申立てや虐待等の勉強会が徐々に発展。
- H29、30年度に広域にて市民後見人養成講座を実施。(修了者24名)
- 各自治体の財政負担の軽減や効率的な権利擁護人材の確保、圏域内の専門職数が少ないことなどの課題から、広域での中核機関設置を検討。
- 専門職、各社協、行政が参加するプロジェクトチームを構成。
- 毎月会議を開催し、中核機関のあるべき姿を検討。
- 平成31年4月1日付けの協定と委託契約をもって、中核機関を整備。



各市町社協

協力

鴨川市社会福祉協議会

中核機関

社協の事業として
法人後見事業を実施

安房地域権利擁護推進センター

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
(市民後見人養成研修
(研修修了者のフォローアップ))
- ④ 後見人支援機能
(選任された市民後見人
及び親族後見人の支援)

協定

館山市

鴨川市

南房総市

鋸南町

幹事市が
委託

協議会(安房地域権利擁護推進センター
運営委員会)

各市町村との協働での広域整備型 上伊那成年後見センター

自治体概要

人口 約181,000人
面積 約1,348km²
高齢化率 30.9%



ポイント

- 8市町村が協定を結んだ上で、それぞれに委託契約を結び伊那市社会福祉協議会に「上伊那成年後見センター」を広域設置。
- 市町村が一次窓口となり、上伊那成年後見センターが二次相談窓口となる。
- 利用促進検討会を経て、**センター運営委員会**で決定し、平成31年4月に中核機関とする。
- 一次窓口と二次窓口両方を中核機関と位置づけ、機能で役割分担。
- 市民後見人を35名養成、9名が活動中（受任件数12件）。
- 伊那市社会福祉協議会が、法人後見87件、後見監督12件を受任。

各市町村社協

協力

伊那市社会福祉協議会

上伊那成年後見センター

中核機関

- ① 広報機能
- ② 相談機能(二次)
- ③ 利用促進機能(二次)
- ④ 後見人支援機能(二次)

- ② 相談機能(一次)
- ③ 利用促進機能(一次)
- ④ 後見人支援機能(一次)

中核機関

各市町村が委託

伊那市

駒ヶ根市

辰野町

箕輪町

中川村

飯島町

南箕輪村

宮田村

協定

協議会：各市町村協議会、上伊那全体協議会を整備

社協単独委託型で中核機関を整備(岡山県総社市)

自治体概要

人口 約68,994人
面積 約211.9km²
高齢化率 28.0%

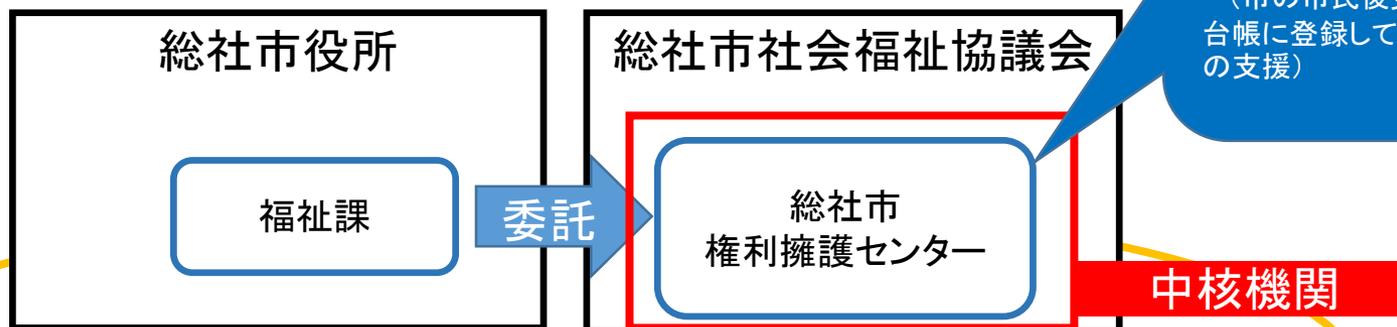


ポイント

- 平成25年より、総社市社会福祉協議会に「総社市権利擁護センター」しえん」を整備。
- 成年後見制度の利用促進、虐待防止、身元保証がなくても入院、入所できるようにする支援等、権利擁護の総合的支援に取り組む。
- 平成31年4月1日、総社市権利擁護センターを中核機関とする。
- 市民後見人を21名養成、18名が名簿登録、15名が選任、活動。
- 総社市社会福祉協議会が、法人後見12件を受任。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

(市の市民後見人登録台帳に登録している方への支援)



協議会：総社市権利擁護センター運営委員会

社協へのセンター単独委託・市協働型で中核機関を整備(愛知県豊田市)

自治体概要

人口 約420,000人
面積 約918km²
高齢化率 22.6%



認知症サポーター養成講座と合同で実施することで、できるだけ効率的に、金融機関職員向けの啓発の場を確保

ポイント

- ▶ 地域共生社会の実現に向けた豊田市の包括的な支援体制の整備の中で、権利擁護支援を担う機能として設置。福祉の総合相談窓口にて地域配置されたコミュニティソーシャルワーカーとも連携。
- ▶ 政策的な判断・対応ができる市と、支援の実践と連携を担うセンターが協働することで、中核機関の機能を発揮できるという考え方で整備。
【平成29年度】協議会にて、中核機関について関係者との合意形成
【平成30年度】センター委託仕様書内に「豊田市と共に中核機関としての機能を担う」旨を明記し、中核機関を整備。
【令和2年度】次期地域福祉計画内に位置付ける成年後見制度利用促進計画で、中核機関について明記を行う想定で現在策定作業中
- ▶ 相談支援（後見人支援含む）の確認や、本人にとってこういった候補者がよいかの検討については、月1回の定例会にて、3専門職を交えて専門的な視点や知識からの判断もできるよう実施。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能



制度説明を行うパンフレットは、センター職員が説明しやすい内容や順番にいつでも変更できるように、センター職員が予算をかけずにパソコンで作成

豊田市
社会福祉協議会

豊田市役所

成年後見
支援センター

福祉部
福祉総合相談課

中核機関

協議会

- ① センター定例会(事例検討) 【運営】成年後見支援センター
- ② 豊田市成年後見・法福連携推進協議会(計画策定) 【運営】豊田市



センター・3専門職・市役所による定例会の様子
(家庭裁判所もオブザーバーとして随時参加)

市役所内部に新たに人員を配置し、直営センターを整備(埼玉県志木市)

自治体概要

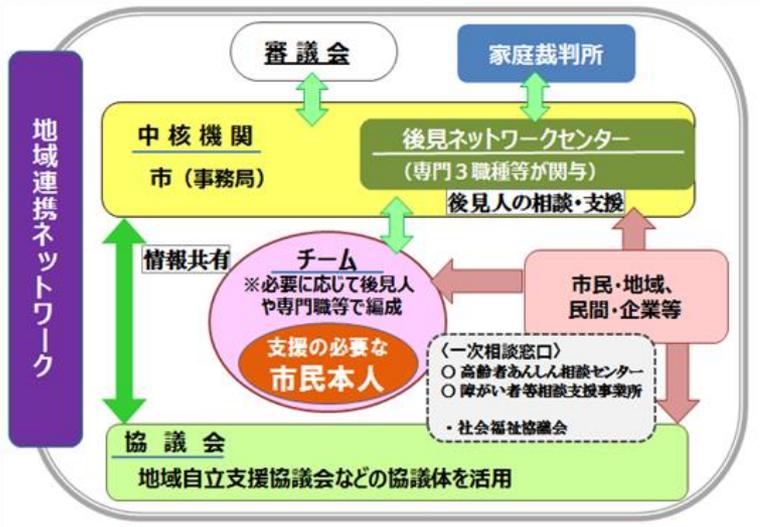
人口 約76,400人
面積 約9.05km²
高齢化率 約24.3%



ポイント

- ▶ 市庁舎内に直営の後見ネットワークセンターを整備、長寿応援課権利擁護グループと後見ネットワークセンターが中核機関を担う。
- ▶ 平成29年4月「志木市成年後見制度利用促進条例」を制定、平成30年4月「志木市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、計画に基づき中核機関を整備。
- ▶ 高齢者や障がい者、子どもへの後見制度に関する支援を一元的に整備。一次相談窓口として市内の地域包括支援センターや障がい者等相談支援事業所（計10か所）を位置づけ、地域ケア会議等の既存組織を活用し、支援を行っている。
- ▶ 市民後見人を平成30年度40名、延べ233名養成、23名が名簿登録。
- ▶ 志木市社会福祉協議会が、法人後見13件（後見11件、保佐2件）を受任。

地域連携ネットワークの具体的な連携・協力等のイメージ



- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

志木市役所

長寿応援課
権利擁護
グループ

後見
ネットワーク
センター

中核機関

協議会：自立支援協議会などの協議会を活用

4 他地域の様々な取組例

他地域の取組は参考になり、
組織内部での説得材料にも有効

ケース I : 中核機関等の4つの機能をシステム化した例



2-8 相談支援体制のシステム化における 中核機関「4つの機能」および「3つの検討・判断」

周知から後見人支援まで一貫した支援体制のシステム化の構築

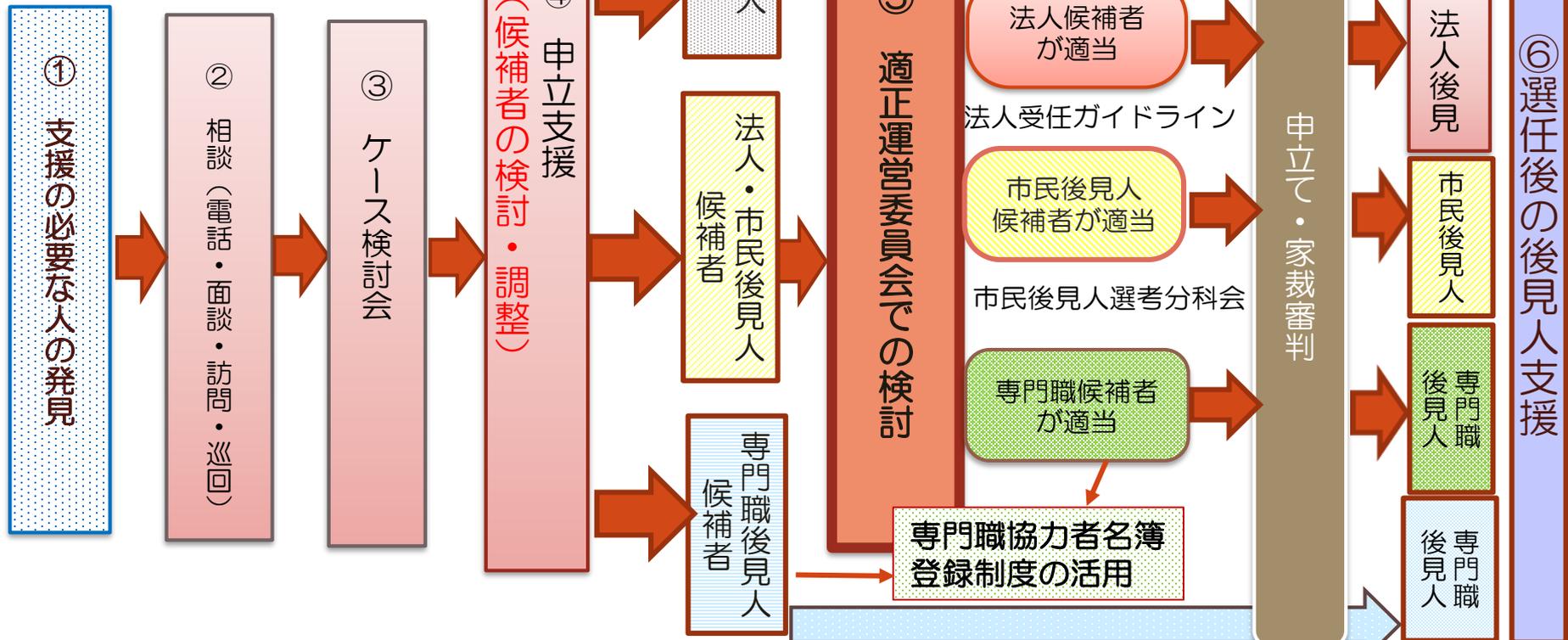
1 広報機能

2 相談機能

3 利用促進機能

4 後見人支援機能

年間50回以上研修
会の実施支援者の
知識の習得



1. 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

2. 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

3. モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

ケースⅡ：複数の自治体が連携して広域で設置している例

★NPO法人知多地域成年後見センター（愛知県半田市、知多市など10市町）

★NPO法人尾張東部成年後見センター（愛知県瀬戸市、尾張旭市など6市町）

★NPO法人尾張北部権利擁護支援センター（愛知県小牧市など4市町）

★NPO法人東濃成年後見センター（岐阜県多治見市、土岐市など5市）

★上伊那成年後見センター（長野県上伊那郡の8市町村）

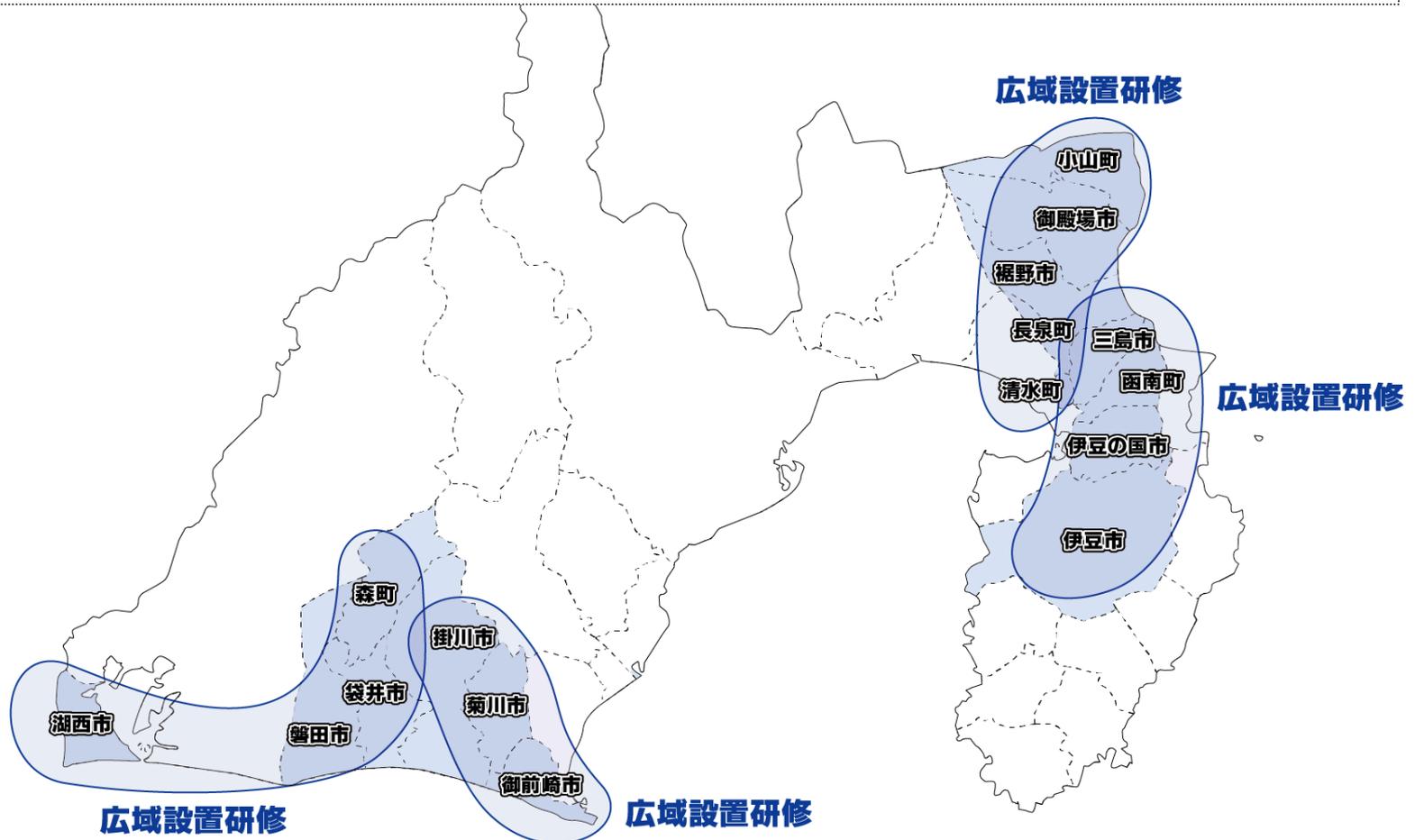
★一般社団法人多摩南部成年後見センター（東京都調布市など5市）

★〇〇法人〇〇成年後見センター（北海道〇〇市など5市）

ケースⅢ：権利擁護の空白地域が生じないように、県内の市町村に働きかけを行っている例（静岡県）

静岡県におけるH29年度の実施取組

H29年度に成年後見実施機関の広域設置の働き掛けをした地区



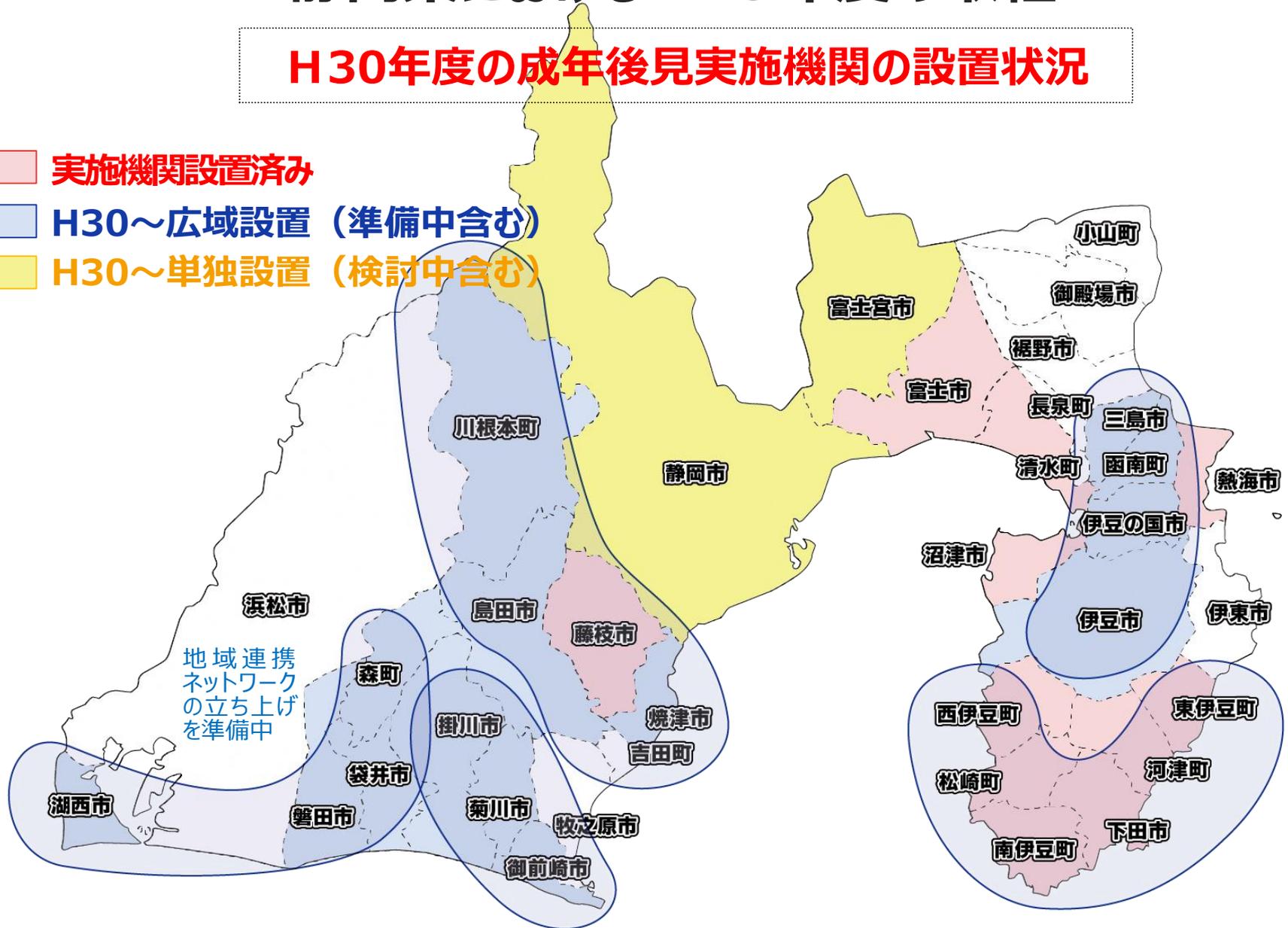
静岡県におけるH29年度の取組

H30年度の成年後見実施機関の設置状況

■ 実施機関設置済み

■ H30～広域設置（準備中含む）

■ H30～単独設置（検討中含む）



成年後見実施機関設置・運営相談事業の活用

市町行政・社協を対象とする相談窓口を県社協に設置

・個別の取組支援、 ・広域実施の調整、 ・家裁・専門職等との連携支援

【活用方法】

- 成年後見実施機関広域設置研修の前後に、事業実施に向けた下地づくりのため、社協間の会議等を開催
- 社協内の方針決定を支援するため、市町社協の担当職員と共に、役員等に事業説明を実施
- 行政内の方針決定を支援するため、行政の担当職員と共に上司への事業説明を実施、併せて市町社協の役割・財政援助等の必要性などを代弁
- 行政と社協間の話し合いの場に、アドバイザー・交通整理役として同席し、合意形成を支援

ケースⅣ：様々な対象者に向けた広報を実施している例 （尾張東部成年後見センター）

例えば、支援者別に研修会の開催

- 行政・福祉関係者のための成年後見勉強会
- 住民のための成年後見サポーター養成講座
- 住民学習会（出前講座）

自治会・民生委員・老人クラブ・年金者の会・ボランティア連合会等

- 専門職向け研修会（対象者別）

包括支援センター・ケアマネージャー、MSW・相談支援専門員・介護保険事業所



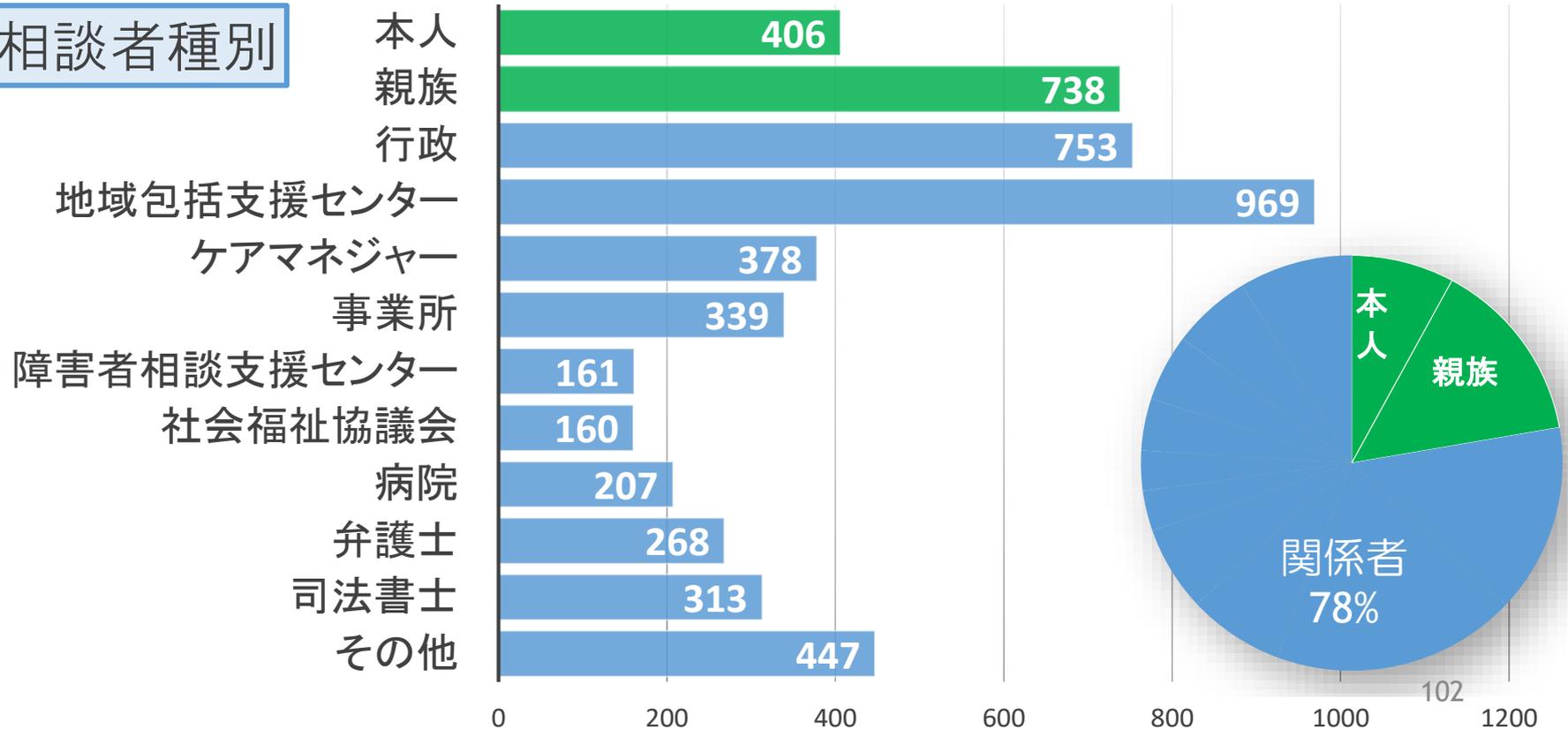
その成果は、相談実績に（相談数の多さ、様々なところから相談）

相談実績(平成29年4月～平成30年3月)

市町村別

瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	その他	合計
1,510	843	345	1,210	260	228	9	4,405

相談者種別



ケースV: 事前に本人と後見人候補者の顔合わせを行い、相性を確認している例(杉並区)

発見・相談

担当者の直接確認

【担当者レベル】随時
成年後見センター

○直接、本人の状況を
確認しアセスメントシートを提出

ケース会議

※困難ケースは運営委員会の審議に諮る

【担当者レベル】随時
区の担当者、地域包括支援センター、相談支援事業所、成年後見センター、介護・福祉関係者、民生委員等

○権利擁護の必要性の確認、親族・財産状況の確認、既往症等心身の状況把握、生活状況等の把握

※成年後見センターが主催する場合や通常のケース会議に成年後見センターが加わる形

運営委員会

1ヶ月に1回
弁護士、司法書士、医師、税理士、社会福祉士、成年後見センター所長、区の担当者等

○ケースの方向性全般の審議、後見人候補者の審議、受任ケースの状況説明

※審議後、専門職団体に候補者を依頼し、申立前に本人と事前顔合わせを行い、相性を確認

申立

家庭裁判所



後見人選任

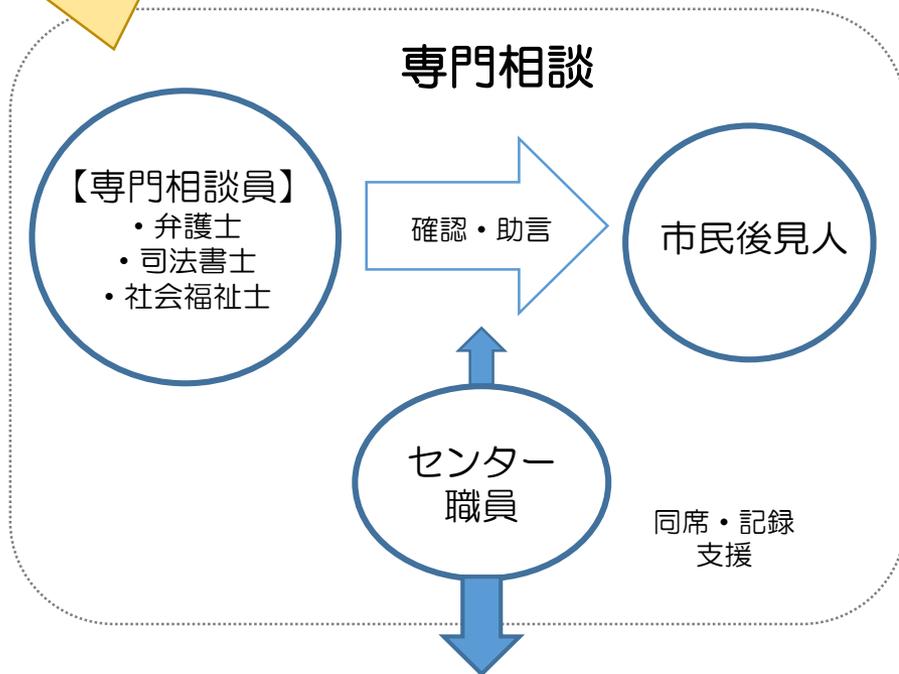
【後見人支援】
成年後見センターが、ケアマネジャー等のチームとの顔合わせを支援

ケースⅥ：中核機関等のバックアップにより、家裁が市民後見人を多く選任している例（大阪市）

大阪市成年後見センター作成資料

市民後見人が専門職に無料で気軽に相談でき、効果的（厚労省追記）

センターの専門的・継続的サポート



センター職員による専門相談後のフォロー

初動期セットの手渡し・説明
（受取書・報告書類・後見事務費基準・名刺・市民後見人リーフレット・緊急連絡先）

初動期

- 初動の打ち合わせ
- 1か月目財産目録作成支援

3か月目 活動状況確認

6か月ごとの家裁への報告前

- 財産管理の確認・助言
 - ・領収書等と通帳の突合せ
 - ・預金額について前回との差額確認
 - ・収支予定表の確認
 - ・後見事務費の取得 等
- 身上監護の確認・助言
 - ・ケアプラン、体調面、医療状況
訪問回数等

*その他、課題が生じた時に必要に応じて専門相談を実施

ケースⅦ：ニーズ調査を実施している例（新潟県、静岡県、群馬県など）

新潟県内における成年後見制度活用に対する潜在的ニーズ
 ≪新潟家庭裁判所支部別状況≫

≪新潟県全体≫

- ☞ 成年後見制度活用に対する潜在的ニーズ: **5,653人**
- ☞ うち、首長申立かつ第三者後見人必要数: **1,229人**
- ~~~~~
- ☞ 専門職後見人候補者数: **374人**
- (※内訳: 弁護士91人、司法書士64人、社会福祉士145人、法人4)

≪新発田支部管内≫

- ☞ 成年後見制度活用に対する潜在的ニーズ: **507人**
- ☞ うち、首長申立かつ第三者後見人必要数: **151人**
- ~~~~~
- ☞ 専門職後見人候補者数: **23人**
- (※内訳: 弁護士4人、司法書士3人、社会福祉士16人、法人0)

≪佐渡支部管内≫

- ☞ 成年後見制度活用に対する潜在的ニーズ: **184人**
- ☞ うち、首長申立かつ第三者後見人必要数: **56人**
- ~~~~~
- ☞ 専門職後見人候補者数: **21人**
- (※内訳: 弁護士4人、司法書士2人、社会福祉士14人、法人1)

≪本庁管内≫

- ☞ 成年後見制度活用に対する潜在的ニーズ: **1,514人**
- ☞ うち、首長申立かつ第三者後見人必要数: **336人**
- ~~~~~
- ☞ 専門職後見人候補者数: **157人**
- (※内訳: 弁護士58人、司法書士26人、社会福祉士72人、法人1)

≪三条支部管内≫

- ☞ 成年後見制度活用に対する潜在的ニーズ: **238人**
- ☞ うち、首長申立かつ第三者後見人必要数: **62人**
- ~~~~~
- ☞ 専門職後見人候補者数: **28人**
- (※内訳: 弁護士5人、司法書士8人、社会福祉士15人、法人0)

≪高田支部管内≫

- ☞ 成年後見制度活用に対する潜在的ニーズ: **908人**
- ☞ うち、首長申立かつ第三者後見人必要数: **144人**
- ~~~~~
- ☞ 専門職後見人候補者数: **42人**
- (※内訳: 弁護士7人、司法書士7人、社会福祉士27人、法人1)

≪長岡支部管内≫

- ☞ 成年後見制度活用に対する潜在的ニーズ: **2,302人**
- ☞ うち、首長申立かつ第三者後見人必要数: **480人**
- ~~~~~
- ☞ 専門職後見人候補者数: **103人**
- (※内訳: 弁護士13人、司法書士18人、社会福祉士71人、法人1)



※)便宜上、燕市の一部は三条支部の管轄区域であるが本庁に統一し、十日町市の一部は高田支部の管轄区域内であるが長岡支部に統一した。
 ※)専門職後見人候補者数について、弁護士は平成25年9月1日時点の活動者数、司法書士は平成25年9月1日時点の後見人候補者名簿登録者数、社会福祉士は平成25年1月31日時点の後見人候補者名簿登録者数、法人は平成25年5月1日時点の法人後見実施社協数。

(参考) ニーズ調査項目

法的行為

- ★ 本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害に遭ったことがある。
- ★ 本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。
- ★ 本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの利用契約を理解できず、利用が進まない又は本人が利用を拒否している。

虐待被害

- ★ 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、家族等から経済的虐待を受けている又はその疑いがある。
- ★ 本人の判断能力が不十分であるため、家族等から上記以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又はその疑いがある。

財産管理

- ★ 本人の判断能力が不十分であるが、管理すべき財産が多額(1000万円以上)。
- ★ 税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。
- ★ 本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。

ケースⅧ: 成年後見人等が本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことができるよう、意思決定支援の考え方と手順に関するガイドラインを作成した例(大阪府)

「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」

★ 平成30年3月、「大阪意思決定支援研究会」(大阪家庭裁判所、三士会所属の専門職等)作成

★ 目的: 成年後見人等に対し、意思決定支援に係る行動指針を示す

- ① 日常生活上の意思決定支援…本人中心主義を徹底し、本人のエンパワメントを押し進める
後見人等の役割は、本人の観察、他の支援者への働きかけ
- ② 非日常生活上の意思決定支援、又は、それが不可能である場合の代行決定
…後見人等がある程度主体的に手続を進める

★ 特徴

① イギリス2005年意思能力法(MCA)5大原則を取り入れる

- ・「全ての人は意思決定能力がないと判断されない限り、能力があると推定される。」
- ・意思決定能力(がないこと)の判断基準を厳格にし、安易な代行決定への移行を戒める
- ・代行決定は意思決定支援が尽きたときの「最後の手段」として認めるが、「主観的最善の利益」「必要最小限の制約」を要する。

② ファシリテーションの手法を導入、「適正手続」「検証可能性」によって、誘導による意思形成や恣意的な意思解釈を防ぐ

- ・プレミーティング(事前打合せ)…意思決定支援の基本原則やルールを共有し、具体的支援方法を取り決める
- ・アセスメントシート(振り返りツール)…本人の表明意思・意思決定能力判断の根拠となる事情等を記入する

「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」

★ 後見人等就任から意思決定支援への流れ(概略)

① 状況把握、本人・支援者との顔合わせ

…本人の生活状況、支援状況、課題等を把握

② 意思決定支援の要否を検討

…課題が法的なものである場合(施設入所契約、自宅の売却、介護サービス利用契約など)はガイドラインに沿って意思決定支援を行う。日常的な課題であれば本人の意思や希望が支援者らによって尊重されているかを見守り、問題があれば改善を求める

③ 支援チームの編成と事前打ち合わせ

…支援メンバーを選んだ上、本人の意思決定をどのように支援するのが良いのかなどを、本人に働きかける前に支援チームで打ち合わせ

④ チームミーティング(本人・支援メンバー)

…意思決定に必要な情報を本人に提供し、意思を引き出す。その際、意思疎通の方法、発せられた意思内容と従前の言動等との整合性に注意する。意思が真意と考えられれば、その実現を支援する。

(課題解決に必要な決定ができなかった場合)

⑤ 代行決定の要否の検討

…本人の意思が実現不可能、自己又は他者の重大な権利侵害となる場合などには、その原因を意思決定能力の各側面(情報の理解、記憶保持、情報の比較考察、意思の表現)から総合評価して、代行決定を行うかどうかを判断する。

(支援を尽くしたが本人に意思決定能力がないと評価される場合)

⑥ 代行決定

…支援チーム内で代行決定の内容を検討。本人の考え方、生き方になるべく沿ったものとなるよう、また、本人の行動や権利を不必要に制限することがないように注意する。

★ ガイドラインの活用方法

① 後見人等の選任・交代

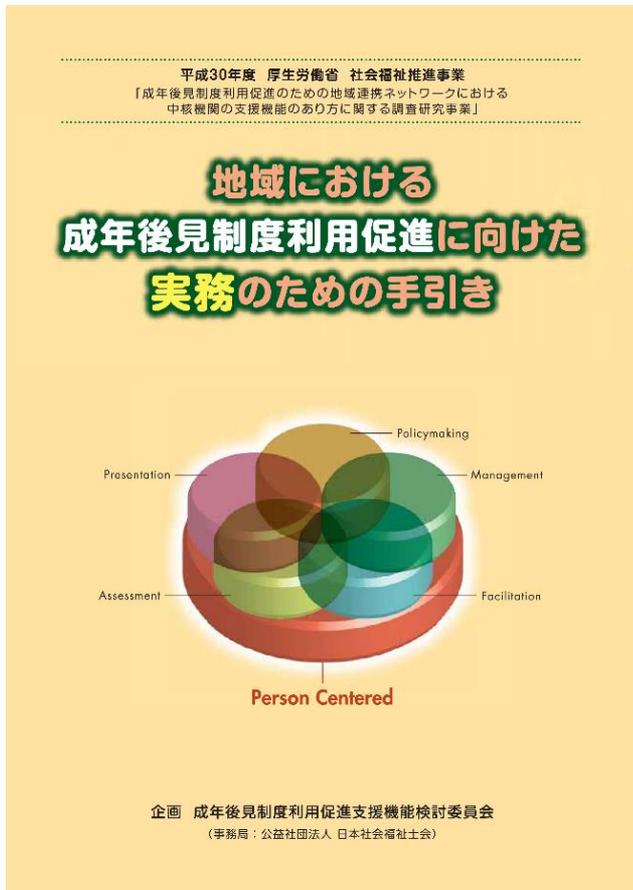
- ・ 意思決定支援を行う姿勢を後見人等の適格性判断に取り入れる。
- ・ 本人意思への配慮がない代行決定により本人に悪影響を及ぼした後見人の速やかな交代を図る

② 後見人等報酬・後見等監督での利用

- ・ アセスメントシートを後見等事務報告の一部又は添付資料とする
- ・ 後見人報酬を定めるための資料としても利用する

③ 居住用不動産の処分許可

「実務の手引き」も参考に



- 体制整備の手引きで示されている段階ごとに**実務の実践例**を紹介
- **アセスメント項目**（情報収集・分析項目）の案を、ワークシート形式で提示
- 本人情報シートとのとアセスメント項目との関係も解説

よくあるQ&Aなど ニュースレター発行しています

平成30年4月27日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 創刊号

1. 中核機関とは何ですか？[第1号]
2. 今ある「成年後見センター」を、中核機関と判断してもいいですか？[第2号]
3. 広報・啓発のポイントは何か？[第3号]
4. 中核機関を「直営か委託」とするのはなぜですか？[第6号]
5. 中核機関を広域で設置する場合は、どうしたらよいですか？[第6号]
6. 受任調整と言われても・・・[第6号]
7. 法人後見の運営の方法について[第6号]
8. 計画策定と中核機関設置はどちらが先ですか？[第6号]
9. 中核機関設置、市町村計画策定のための「調査」って？[第7号]
10. 成年後見制度の利用促進関連施策のなかで、日常生活自立支援事業の今後の見通しは？[第7号]
11. 親族後見人や専門職後見人への支援の方法で何かよいアイデアはないか？[第7号]
12. 家裁との連携で悩んでいます。[第7号]
13. 中核機関に市町村長申立の事務委託ができますか？[第8号]
14. どの時点で中核機関を設置していると判断したらいいのでしょうか？[第11号]
15. 法人後見を受任している法人が受任調整を行う中核機関を担ってはいけないのでしょうか？[第12号]
16. 成年後見制度のニーズがありません。[第14号]
17. 中核機関の設置について要請する通知は発出されていますか？[第15号]

都道府県を通じて市町村担当所管にメール配信しているほか、ホームページ上にもアップしています。令和元年5月8日現在、第15号まで発行中です。

